

第一次
みんなで支え合う元気なうべ
地域ふくしプラン

[平成28年度～平成32年度]

(宇部市地域福祉計画)

(宇部市地域福祉活動計画)



平成28年（2016年）3月
宇部市・宇部市社会福祉協議会

は じ め に



近年、少子・高齢化が進み、人口減少社会が進行しています。核家族化や単身世帯の増加など家族形態の変容に伴い、これまで家庭や地域社会が担ってきた相互扶助機能が失われつつあり、児童や障害者、高齢者に対する虐待や孤立死への対応などの新たな課題が生じています。

一方、東日本大震災を機に、人と人との結びつきの重要性が改めて認識されるようになりました。住み慣れた地域で、年齢や性別、障害、病気の有無に関わりなく、一人ひとりの個性や尊厳が認められ、他人への思いやりをもって、心豊かに幸せや充実を感じながら安心して安全に暮らすことは、多くの市民共通の願いです。

平成23年度から27年度を計画期間とする第二次地域福祉計画では、15の指標を設定して、地域福祉の向上に取り組み、概ね目標を達成することができました。また平成28年度から32年度を計画期間とする「第三次宇部市地域福祉計画」の策定にあたっては、宇部市社会福祉協議会が作成している「宇部市地域福祉活動計画」と一体化させ、新たに「第一次みんなで支え合う元気なうべ 地域ふくしプラン」として策定したところです。

新しい計画では、人口減少社会における地域づくりの基盤である「地域支え合い包括ケアシステム」と様々な世代が共働・交流するまちづくり等を促進する多世代共働交流まちづくり（宇部CCRC）の推進等を新たに位置づけています。さらに、3つの基本目標それぞれに10の成果指標とその達成度による評価方法を新たに定め、毎年度ごとにPDCAサイクルを回す評価体制の充実を図ります。

これらの取り組みにあたっては、社会福祉協議会との連携・協働が必要であり、役割分担を明確にして、事業の効果的、効率的な運営を図り、新しい地域ふくしプランの基本理念「地域のみんなで支え合う 心かよう元気な福祉のまちづくり」の実現に向けて、官民連携して取り組んでいきます。

最後になりましたが、この計画の策定に当たり貴重な御意見や御協力をいただきました市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成28年（2016年）3月

宇部市長

久保田右子

宇部市社会福祉協議会では、平成7年に地域福祉活動を推進する民間計画として「第1次宇部市地域福祉活動計画」を策定し、以来4次21年間にわたり計画の実現に向けて様々な事業に取り組んでまいりました。

一方、近年の社会福祉を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少、経済情勢の変化等様々な要因により、これまでの福祉制度だけでは、対応困難な状況が顕在化し、高齢者の孤独死、ひきこもり、児童虐待等新たな社会問題が発生しています。



このような状況のなかで、「第5次地域福祉活動計画」を策定するにあたって、宇部市の地域住民のための地域福祉推進をどう構築するかを宇部市と協議した結果、宇部市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を連動し、一体的な計画として策定することとしました。これまでの両計画の取組みを精査・検証するとともに新たな住民ニーズを把握し、宇部市、社会福祉協議会及び地域住民が連携・協働して地域福祉を推進する基本方針「第一次みんなで支え合う元気なうべ地域ふくしプラン（宇部市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」を策定いたしました。

この地域ふくしプランに基づいて、宇部市の地域福祉について、本会と宇部市とが共通の理念・目標のもとでそれぞれの役割を明らかにするとともに、行政の施策と本会の活動計画が同じ方向を向いて地域福祉を推進していくための大きな一歩を踏み出し、より身近な地域における地域福祉活動を重層的かつ総合的に推進できるようになりました。

地域住民一人ひとりの日々の暮らしを支えていくためには、地域での住民相互の助け合いや支え合いがますます重要なものとなります。この計画の「地域のみんなで支え合う心かよう元気な福祉のまちづくり」という基本理念は、本会の活動理念とも趣旨を同じくするものです。この計画が目指す地域社会を実現していくため、多くの地域住民や関係機関・団体の皆様に参画していただきながら身近な地域の中で思いやりや支え合いの活動の輪を広げ、元気な宇部市を目指して事業を推進してまいります。

おわりに、この計画の策定にあたり、懇話会委員をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆さまに厚くお礼を申し上げます。

平成28年（2016年）3月

社会福祉法人 宇部市社会福祉協議会 会長

花田千鶴美

目次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定（見直し）の趣旨	1
2	計画の位置づけと役割	2
3	計画の対象	4
4	計画の期間	4
5	計画の策定体制	4
6	地域福祉の圏域	5
第2章	地域福祉を取り巻く現状と課題	
1	人口、世帯等の現状と課題	7
(1)	総人口の推移と展望	7
(2)	年少人口と生産年齢人口の状況	9
(3)	地区別人口の推移	10
(4)	出生の状況	12
(5)	婚姻の状況	13
(6)	障害者の状況	14
2	アンケート調査からみる現状と課題	15
(1)	福祉への関心や地域との関わり	16
(2)	地域活動やボランティア活動の状況	20
(3)	日常生活上の悩みや不安	21
(4)	福祉サービスについての情報	22
(5)	今後の福祉について	24
3	ワークショップ（意見交換会）の実施	27
(1)	開催日時等	27
(2)	内容	28
(3)	主な意見	28
4	地域福祉に係る人材・組織等の状況	29
(1)	民生委員・児童委員	29
(2)	福祉委員	29
(3)	自治会	29
(4)	ボランティア、市民活動団体、NPO法人	30
(5)	校区・地区社会福祉協議会	30
(6)	社会福祉協議会	30
(7)	社会福祉法人等	31
5	制度改正等の状況	32
6	前計画の推進状況	33
第3章	計画の基本理念と目標	
1	地域福祉の理念	35
2	基本理念	36
3	基本目標と重点目標	37

第4章 基本施策の展開

1 協働による計画の推進	40
(1) 市民の役割	40
(2) 自治会の役割	40
(3) 民生委員・児童委員の役割	40
(4) 福祉委員の役割	41
(5) 共同募金の役割	41
(6) ボランティア団体・NPO法人の役割	41
(7) 事業者の役割	41
(8) 福祉サービス事業者の役割	41
(9) 社会福祉法人の役割	42
(10) 市社会福祉協議会の役割	42
(11) 市の役割	42
2 基本目標1 地域福祉を担う思いやりのある元気な人づくり	43
(1) 福祉意識の醸成	43
(2) 地域福祉の担い手の育成	45
3 基本目標2 だれもが参加し共に支え合う元気な地域づくり	48
(1) 地域住民相互による福祉活動の促進	48
(2) ボランティアやNPO等の福祉活動の促進	52
4 基本目標3 安心して元気に暮らせる地域福祉の環境づくり	54
(1) 相談支援体制の充実	54
(2) 福祉サービス提供体制の充実	57
5 重点目標 心かよう元気な地域福祉の基盤づくり	60
(1) 地域支え合い包括ケアシステムの構築	60
(2) 元気・安心・地域づくりの推進	63
(3) 多世代共働交流まちづくり(宇部CCRC)の推進	64

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制	65
(1) 計画の啓発・普及	65
(2) 評価体制	65
(3) 評価方法	65
(4) 改善検討	66
(5) 評価の公表	66
2 成果指標	67

【資料編】

1 計画の策定過程	69
2 策定懇話会設置要綱	70
3 策定検討委員会設置要綱	72
4 インターネット市民モニターアンケート調査結果	74
5 地域福祉計画等に関するアンケート調査結果	77
6 相談窓口一覧	92
7 主な福祉サービス一覧	103

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定（見直し）の趣旨

本市では、平成7年11月に、民間の地域福祉推進の中心的な役割を担う宇部市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が、民間の立場からの地域の福祉課題の解決に向けた実行計画として、「宇部市地域福祉活動計画（第1次）」を策定し、これまで地域住民やNPO、社会福祉施設、民間の団体、行政等と連携して地域福祉の推進に取り組んできました。

また、平成18年3月には、市が「宇部市地域福祉計画（第1次）」を策定し、「宇部市総合計画」を最上位計画として、この計画との整合性を図りながら、地域福祉の分野に関連する施策を具現化し、地域で行う取組の方向性や基本的な考えと、今後の施策を展開していくうえでの柱立てや推進の基本事項を定め、「地域のみんなで支え合う心かよう元気なまちづくり」を進めてきました。

しかしながら、この間、少子高齢化は更に進行し、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家族機能の低下や身近な地域住民のつながりが希薄化するなど、地域における助け合い・支え合いの力がますます低下しています。

さらに、高齢者の孤立死、子育てに悩む保護者の孤立、ひきこもり、虐待、貧困、自殺者の増加等の社会問題が深刻化しています。

このように複雑化、多様化している社会問題や生活上の諸課題に対応するためには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、また、住民相互の助け合いだけでも対応することはできません。

そのために、行政による福祉サービスの充実と、地域住民等による相互の助け合い、支え合い活動の促進を両輪として、地域福祉の向上に取り組むことが求められています。

ついでには、平成27年度は、「宇部市地域福祉計画」及び「宇部市地域福祉活動計画」の最終年度に当たることから、これまでの取組を見直すとともに、新たな住民ニーズを踏まえ、地域、市、市社協が連携・協働して一体的に「地域福祉」を推進するため、基本指針となる「みんなで支え合う元気なうべ地域ふくしプラン（宇部市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の位置づけと役割

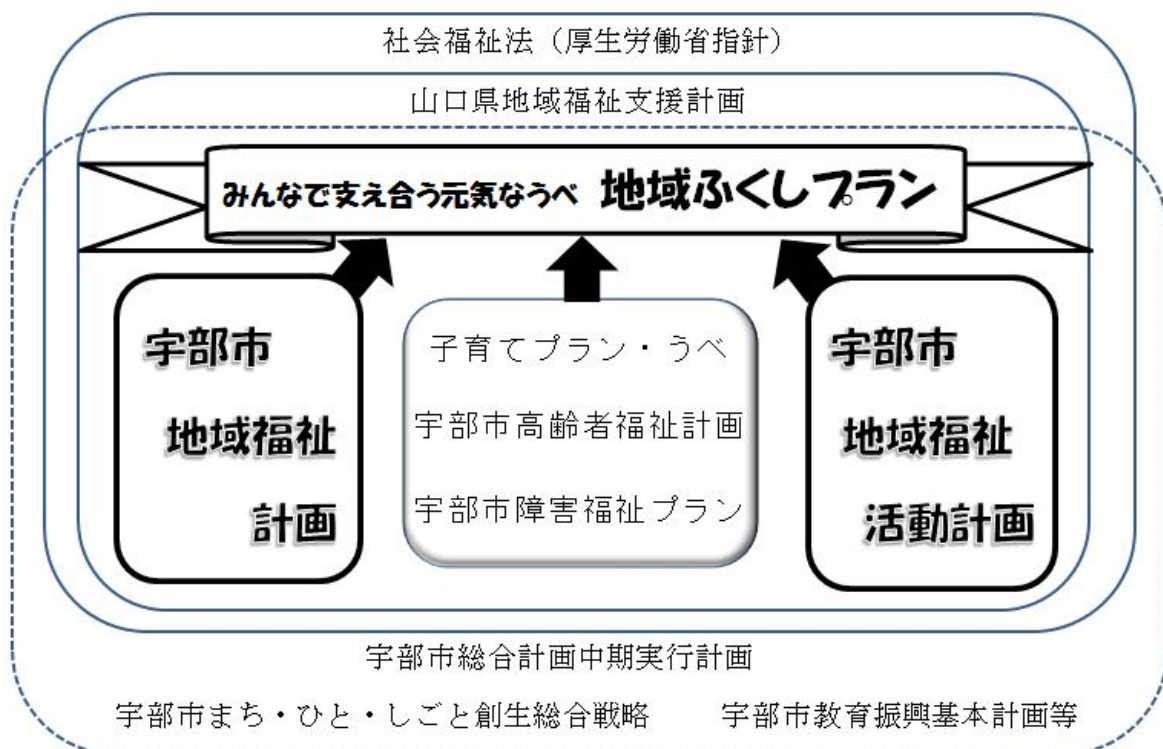
「みんなで支え合う元気なうべ地域ふくしプラン（宇部市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」は、社会福祉法第 107 条に定める法定計画として、総合的な観点から地域福祉を推進するために、本市として今後取り組むべき課題を明らかにするとともに、その解決に向けた目標を掲げ、関連する施策の連携のありかたを定めるものです。

また、同時に本計画は、市民やボランティア、NPO 法人等の民間団体が自主的に取り組む実践計画として市社協が策定する地域福祉活動計画として定めるものでもあります。

この「みんなで支え合う元気なうべ地域ふくしプラン（宇部市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」は、宇部市地域福祉計画（第 2 次）及び宇部市地域福祉活動計画（第 4 次）を継承するとともに、福祉の総合化を目指す総合計画となることから、本市の最上位計画である「宇部市総合計画中期実行計画」をはじめ、「子育てプラン・うべ」「宇部市高齢者福祉計画」「宇部市障害福祉プラン」の分野別福祉計画や、他の行政計画との整合性を図りながら推進されるものです。

本計画の見直しにあたり、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することにより、本市と市社協がパートナーシップを構築し、地域の生活課題や地域福祉推進の理念等を共有化して、相互に連携しながら地域福祉を推進していきます。

■ 地域福祉計画等関連図



【参考】社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- （1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- （1）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- （2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- （4）前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

【参考】社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、子供から高齢者まで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりをすすめるために、地域住民やボランティア、福祉・医療等の関係機関と協力しながら、地域の特性を踏まえ、創意工夫をこらした独自の活動に取り組む民間組織です。

3 計画の対象

本計画は、生活に支援を必要とする高齢者や障害者、またその家族、子育て中の人などはもちろん、年齢・性別・国籍などに関わりなく、本市に暮らすすべての人を対象とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。なお、社会情勢の変化や宇部市総合計画の改定などが生じた場合は、必要に応じて適宜見直しを行います。

年度(平成)	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
計画名	第四次											
	前期				中期				後期			
宇部市総合計画												
宇部市地域福祉計画	第一次	第二次					第一次地域ふくしプラン					第二次
宇部市地域福祉活動計画	第三次	第四次										
宇部市障害者福祉計画	第二次	第三次					第四次					
宇部市障害福祉計画	第二期		第三期			第四期			第五期		第六期	
宇部市高齢者福祉計画	第四期		第五期			第六期			第七期		第八期	
子育てプラン・うべ	後期 (宇部市次世代育成支援行動計画)					第一期 (宇部市子ども・子育て支援事業計画)					第二期	
宇部市健康づくり計画	第一次	第二次					第三次					
山口県地域福祉支援計画	第二次				第三次				第四次			
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33

5 計画の策定体制

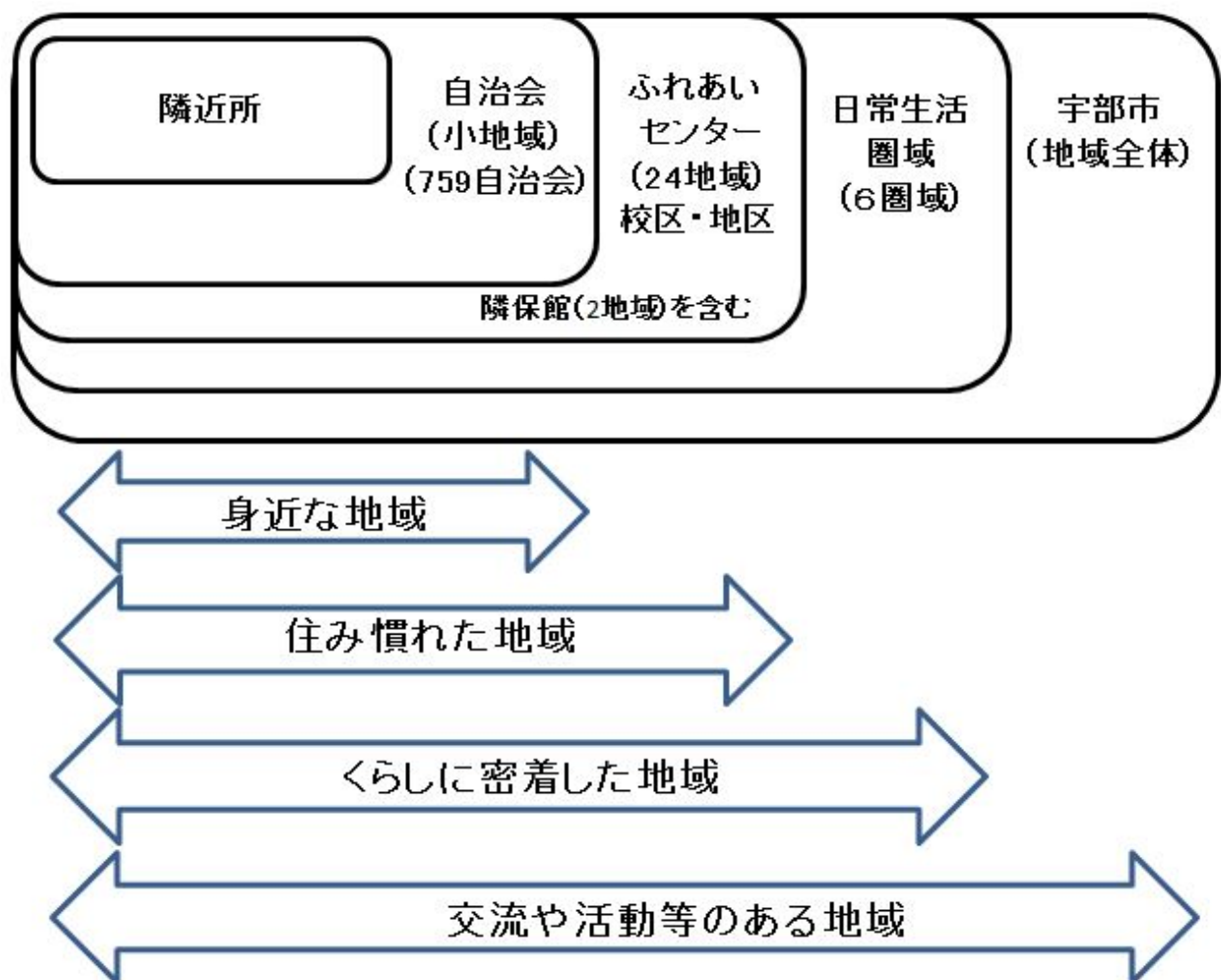
本計画の策定にあたっては、アンケート調査やワークショップを実施して市民の意識・意見を把握し、本市と市社協の関係部署で組織した宇部市地域福祉計画等策定検討委員会で、地域課題の整理、解決に向けた方策の検討を行い、公募による市民や地域活動団体の関係者で構成された宇部市地域福祉計画等策定懇話会で計画案を検討・協議し、併せてパブリックコメントも行い、広く市民の意見を募りました。

6 地域福祉の圏域

「地域」という言葉は、一定の地理的な空間を指しますが、地域福祉の観点から地域をとらえた場合、その活動は限られた場だけで展開されるものではありません。地域で暮らす個人は、家族とつながり、隣近所とつながり、自治会などの小地域とつながり、小学校区を中心としたふれあいセンターのある 24 地域とつながり、小学校区よりも広い範囲である日常生活圏域とつながり、さらには、市全域へとつながり、重層的に形成される地域の中で暮らしています。また、市域を超えた様々なつながりにも属しています。

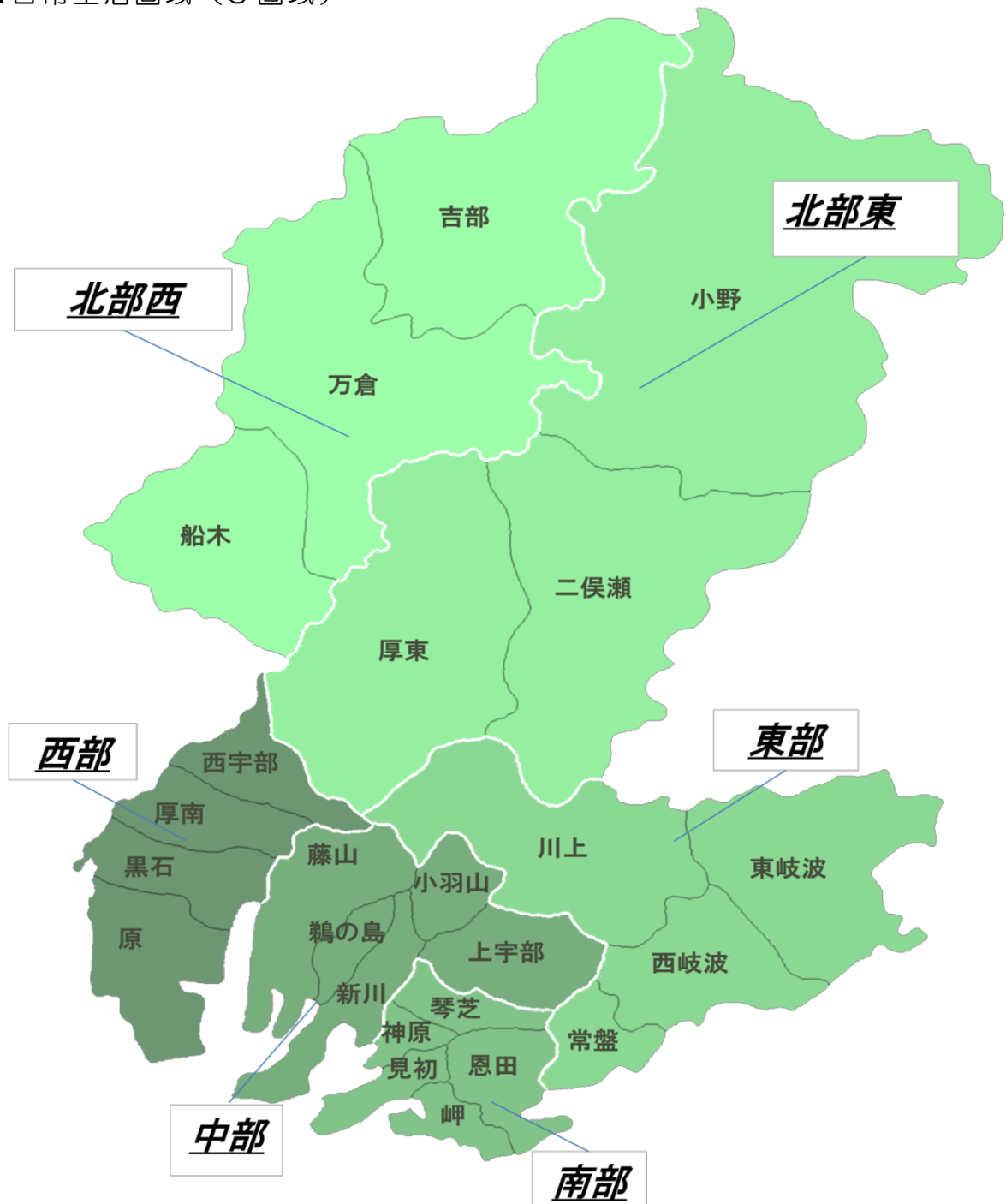
そのため、本計画では、市全体を一つの地域としてとらえていますが、個別の事業においては、日常生活圏域やふれあいセンターのある 24 校区、小地域である自治会ごとに地域をとらえて、地域福祉を推進するものとします。

■重層的な地域福祉圏域のイメージ図



地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件やサービスの整備状況を踏まえ、生活上の安全・安心・健康を確保するため、医療や介護だけでなく、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが適切に提供できる範囲として、下図のとおり6圏域を日常生活圏域に設定しています。

■ 日常生活圏域（6 圏域）



第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

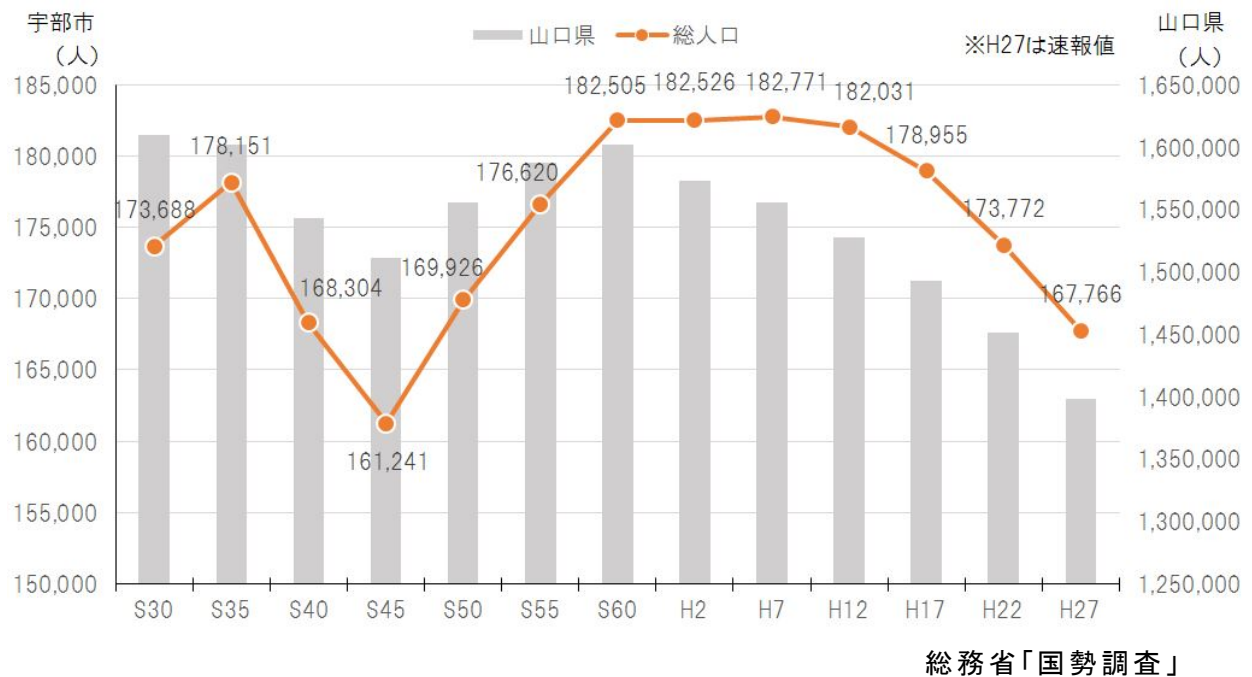
1 人口、世帯等の現状と課題

(1) 総人口の推移と展望

本市の総人口は、高度経済成長期である昭和35年から昭和45年にかけて減少していましたが、昭和45年以降の第二次ベビーブームの到来などにより、人口は増加に転じ、以降、平成7年の182,771人でピークを迎えました。

昭和60年から平成7年までにかけては、おおむね横ばいが続いていましたが、平成7年以降に減少傾向となりました。平成16年に楠町と合併したものの、人口減少に歯止めがかからず、平成22年には173,772人となっています。さらに、平成27年には169,410人となっています。

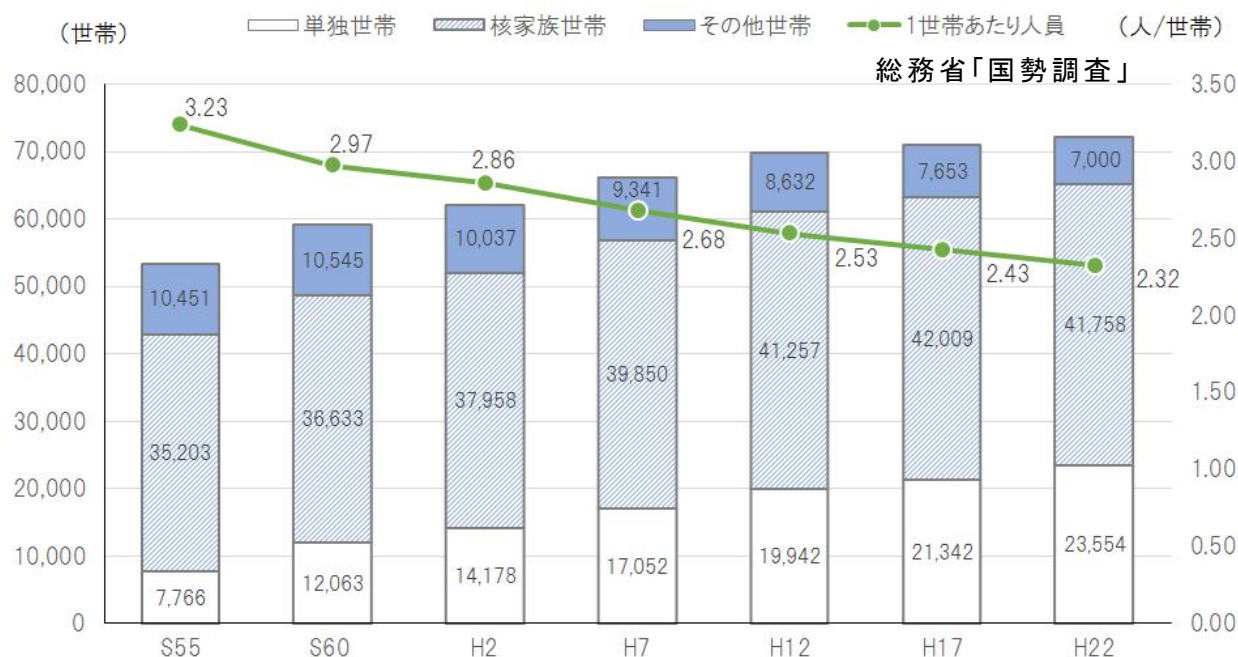
■ 総人口の推移



世帯数は昭和55年から平成22年にかけて増加する一方、世帯人員は昭和60年から3.00を割り込み、平成27年で2.31に減少し、単身世帯の増加や核家族化が進行しています。

課題 人口減少が進むことで税収減や人口密度の低下を引き起こし、生活サービス機能の維持が困難となることや、地域コミュニティの希薄化が懸念されます。

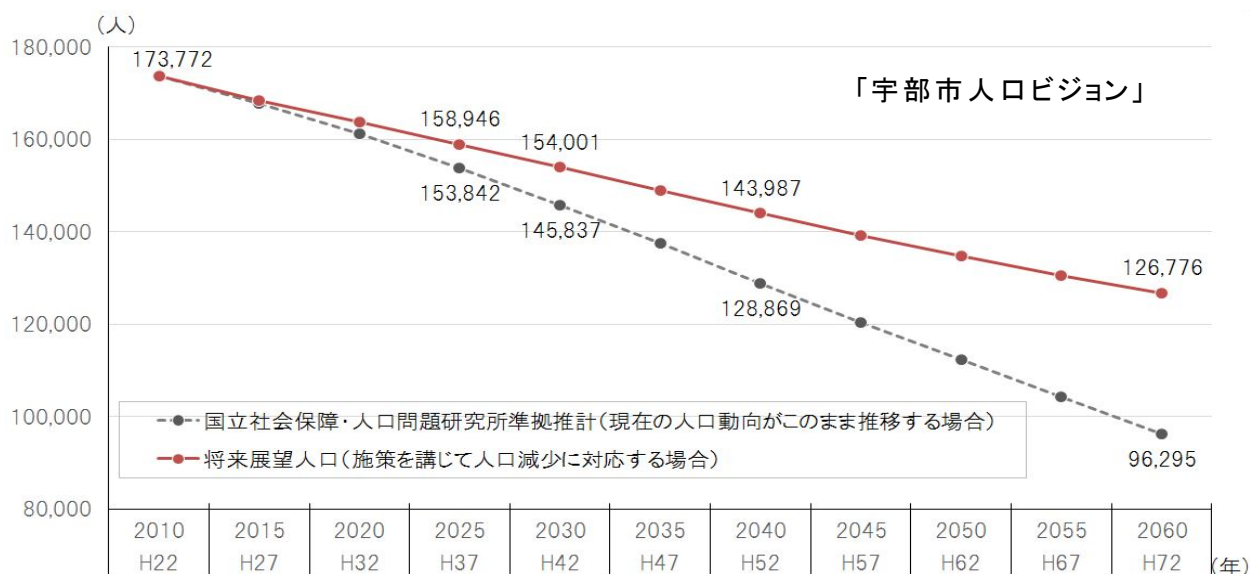
■ 普通世帯数・世帯人数の推移



課題 人口変化の過去の傾向の推移が、今後も続くと想定される場合、ほぼ直線的に人口減少が続き、平成72年には10万人を切るものと予測されます。また、年齢3区分人口を推計すると、老年人口は平成32年まで上昇しますが、以降は減少に転じることが想定されます。

※普通世帯とは、住居と生計をともにしている家族などの世帯のことです。家族と一緒に間借りや同居している世帯及び一人で一戸を構えて暮らしている世帯も普通世帯になります。

■ 将来人口推計

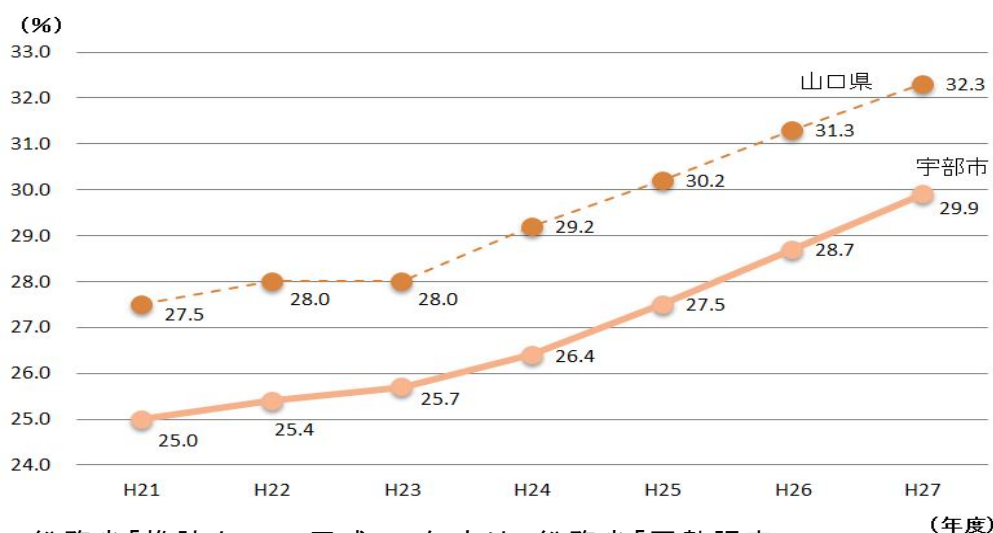


(2) 年少人口と生産年齢人口の状況

課題 高齢化率は、県平均を下回っているものの、平成 17 年には、高齢化率は 23.2% となり、超高齢社会（高齢化率 21.0% 以上）に突入しました。また、要介護（要支援）認定者数も年々増加しています。今後、ますます介護需要が高まることが予測されます。

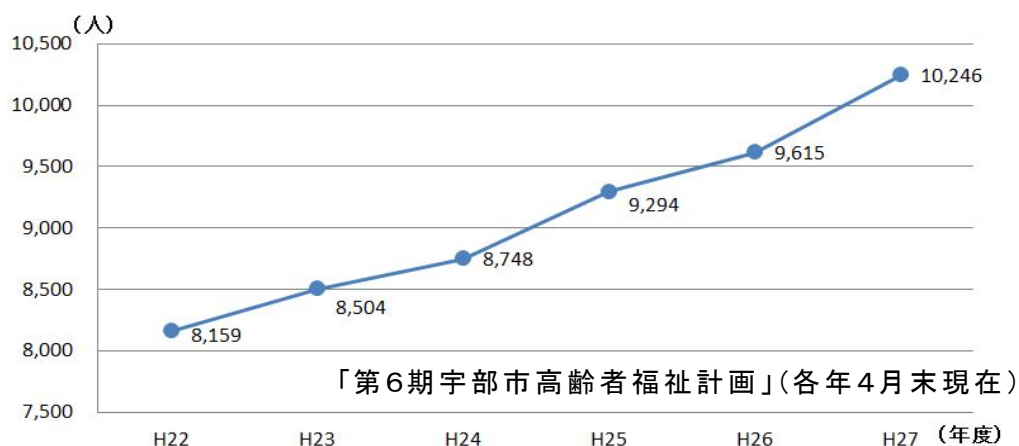
	高齢化率 (65歳以上の人口が総人口に占める割合)
高齢化社会	7～14%
高齢社会	14～21%
超高齢社会	21%～

■ 高齢化率の推移



総務省「推計人口」、平成 22 年度は、総務省「国勢調査」
平成 27 年度は、山口県「医療介護総合確保促進法に基づく山口県計画」推計値
「第 6 期宇部市高齢者福祉計画」(各年 4 月 1 日現在)から算出

■ 要介護（要支援）認定者数



「第 6 期宇部市高齢者福祉計画」(各年 4 月末現在)

(3) 地区別人口の推移

黒石、神原、新川、川上については、平成22年から平成27年にかけて人口が増加していますが、他の地区については、人口が減少しています。特に万倉については、人口が1割以上減少しています。

課題 人口減少等により、地区人口に偏りが生じることで、買い物や交通といった生活サービス機能や地域内のコミュニティの維持が難しくなる地区が出てくるおそれがあります。

■ 地区別人口

住民基本台帳(平成27年4月1日現在)

地区名	人口(人)		増減率(%)	
	H22	H27	H22	H27
東岐波	13,539	13,163	100	97.2
西岐波	13,979	13,557	100	97.0
恩田	12,927	12,741	100	98.6
岬	4,553	4,155	100	91.3
見初	3,750	3,601	100	96.0
上宇部	14,895	14,252	100	95.7
神原	5,997	6,109	100	101.9
琴芝	10,530	9,980	100	94.8
新川	7,605	7,768	100	102.1
鵜の島	4,630	4,355	100	94.1
藤山	11,617	11,369	100	97.9
原	7,788	7,543	100	96.9
厚東	2,000	1,806	100	90.3
二俣瀬	1,495	1,323	100	88.5
小野	1,562	1,405	100	89.9
小羽山	7,552	7,113	100	94.2
常盤	8,558	8,440	100	98.6
川上	8,136	8,174	100	100.5
厚南	10,648	10,388	100	97.6
西宇部	8,139	7,725	100	94.9
黒石	8,074	8,843	100	109.5
船木	4,111	3,820	100	92.9
万倉	1,578	1,366	100	86.6
吉部	904	825	100	91.3

また、地区別の高齢化率をみると、二俣瀬 49.7%、小野 48.4%、吉部 47.3%が
高く、黒石 21.7%、川上 22.8%が低くなっています。

■地区別高齢者人口

地 区	総人口 (人)	65歳以上 人口(人)	高齢化率	ひとり暮らし 高齢者(人)	在宅ねたきり 高齢者(人)	75歳以上 二人暮らし世帯
東岐波	13,163	3,842	29.2%	395	8	132
西岐波	13,557	4,586	33.8%	376	4	148
恩田	12,741	3,901	30.6%	529	2	189
岬	4,155	1,364	32.8%	231	1	40
見初	3,601	1,410	39.2%	240	0	58
上宇部	14,252	3,957	27.8%	509	3	179
神原	6,109	1,913	31.3%	385	0	84
琴芝	9,980	3,065	30.7%	473	1	132
新川	7,768	2,133	27.5%	322	3	99
鵜の島	4,355	1,382	31.7%	262	0	54
藤山	11,369	3,155	27.8%	461	1	147
厚南	10,388	2,877	27.7%	299	1	114
西宇部	7,725	2,348	30.4%	290	0	104
黒石	8,843	1,923	21.7%	209	0	80
原	7,543	2,331	30.9%	246	0	104
厚東	1,806	736	40.8%	86	2	28
二俣瀬	1,323	657	49.7%	50	0	21
小野	1,405	680	48.4%	82	0	32
小羽山	7,113	1,966	27.6%	289	1	64
常盤	8,440	2,469	29.3%	276	1	84
川上	8,174	1,866	22.8%	144	0	63
船木	3,820	1,226	32.1%	150	1	45
万倉	1,366	561	41.1%	56	0	15
吉部	825	390	47.3%	67	1	22
合計	169,821	50,738	29.9%	6,427	30	2,038

※「総人口」「65歳以上人口」は、政策企画課資料(平成27年4月1日現在)

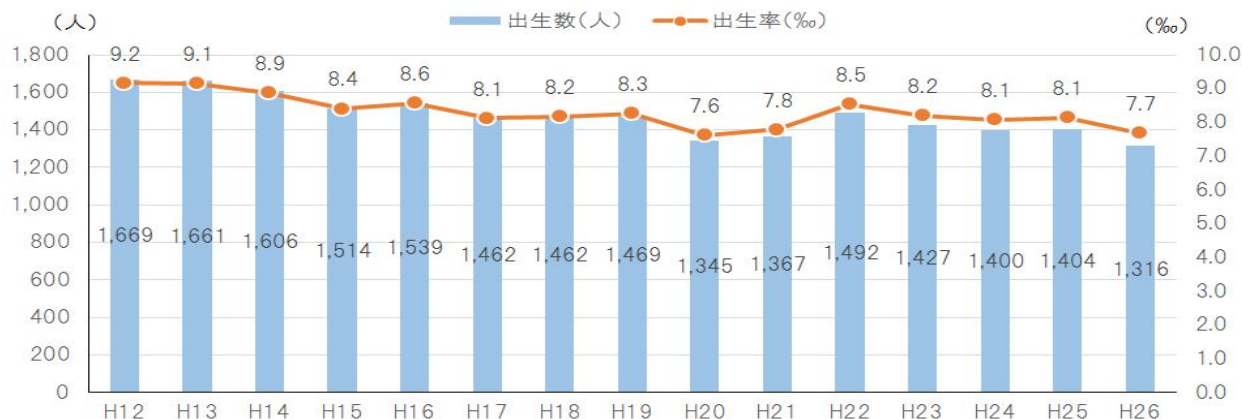
※ひとり暮らし高齢者、在宅ねたきり高齢者は、「ひとり暮らし高齢者・ねたきり高
齢者実態調査」(宇部市社会福祉協議会、平成27年4月1日現在)

※75歳以上二人暮らし世帯は、高齢者保健福祉実態調査(平成26年7月1日現在)

(4) 出生の状況

出生数は、平成20年以降、1,300～1,400人前後、出生率は7.5～8.5%前後で推移しており、平成22年以降、減少傾向となっています。

■ 出生数・出生数の推移

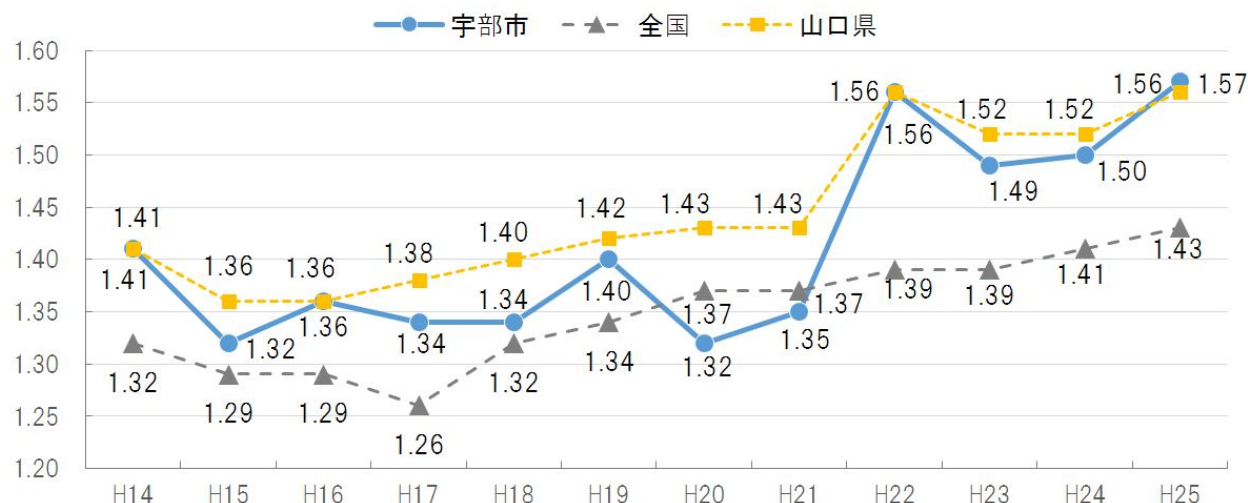


出生率＝年間出生数÷総人口×1,000 各年1月1日～12月31日の1年間 山口県人口移動統計調査

合計特殊出生率は、平成22年で1.5を超える等上昇し、その後やや下降しましたが、平成25年で山口県平均を上回りました。

課題 合計特殊出生率が2.07で現在の人口が維持できると言われている中、本市では平成25年時点で1.57であるため、このままの状態では少子化は進行し、人口は減少していくこととなります。

■ 近年の合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、

一人の女子がその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

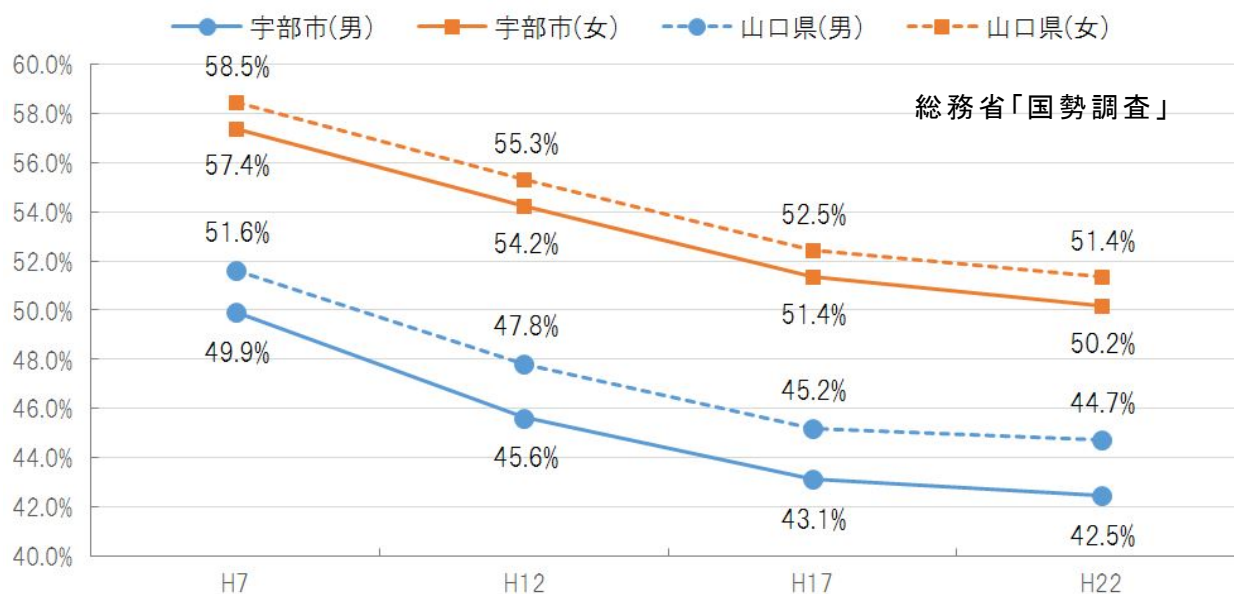
※宇部市の数値は参考値

「宇部市子ども子育て支援事業計画」

(5) 婚姻の状況

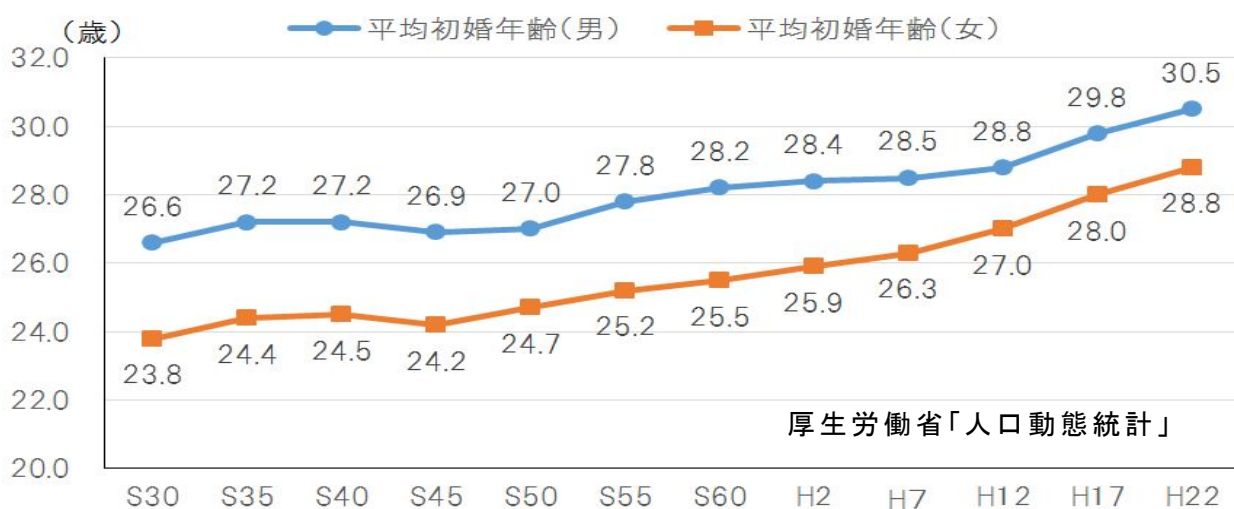
男性よりも女性の既婚者比率（15～49歳人口のうち結婚している人）が高く、男性の4割強、女性の5割は結婚しています。既婚者比率は、減少傾向となっており、男女ともに、県平均より下回っています。

■ 既婚者比率の推移



課題 山口県の平均初婚年齢は、年々上昇していることから、晩婚化が進行しているといえます。晩婚化の進行が、晩産化となり、1人あたりが産む子どもの人数が減少していくことが懸念されます。また、既婚者比率の減少により、子どもを産む人が減少することが懸念されます。

■ 山口県の平均初婚年齢の推移



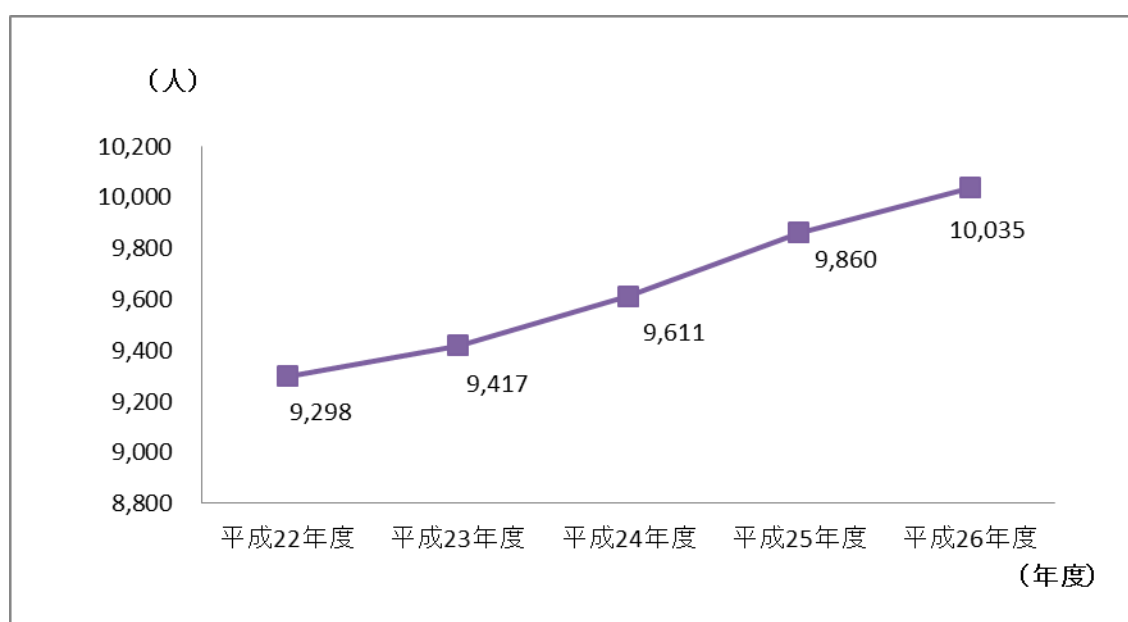
(6) 障害者の状況

本市における障害者手帳所持者数は、増加傾向にあり、平成26年度に1万人を超え、市人口の5.9%となっています。障害者全体に対する身体障害者は75.5%、知的障害者は13.6%、精神障害者は11.0%となっています。

超高齢社会になり、高齢化率が年々上昇しています。また、高齢になるほど身体に障害を有する状態になる可能性が高いため、今後、障害者数が増加することが見込まれます。

■ 障害者手帳総数

宇部市障害福祉プランから作成



障害者手帳による	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者	7,224	7,263	7,346	7,493	7,572
知的障害者	1,222	1,247	1,282	1,324	1,362
精神障害者	852	907	983	1,043	1,101
合計	9,298	9,417	9,611	9,860	10,035

2 アンケート調査からみる現状と課題

本計画の基礎資料とするため、市民が「地域」や「福祉」を、どのように考えているかを広く聴取するため、2回アンケート調査を実施しました。

■インターネット市民モニターアンケート調査（74～76 ページ）

対象者：市民 275 人

調査期間：平成 27 年 7 月 1 日から平成 27 年 7 月 15 日

調査方法：インターネットによる回答

回答者数：119 人（男性 59 人、女性 60 人）

回答率：43.3%

質問：5 問（Q10～14、属性等を除く）

回答者の年代	回答者数	比率
20歳代	8人	6.7%
30歳代	19人	16.0%
40歳代	27人	22.7%
50歳代	20人	16.8%
60歳代	30人	25.2%
70歳代	15人	12.6%

■地域福祉計画等に関するアンケート調査（76～91 ページ）

対象者：市民 3,000 人

調査期間：平成 27 年 9 月 1 日から平成 27 年 10 月 20 日

調査方法：郵送及び手交による送付、無記名郵送による回答

回答者数：2,223 人（男性 860 人、女性 1,363 人）

回答率：74.1%

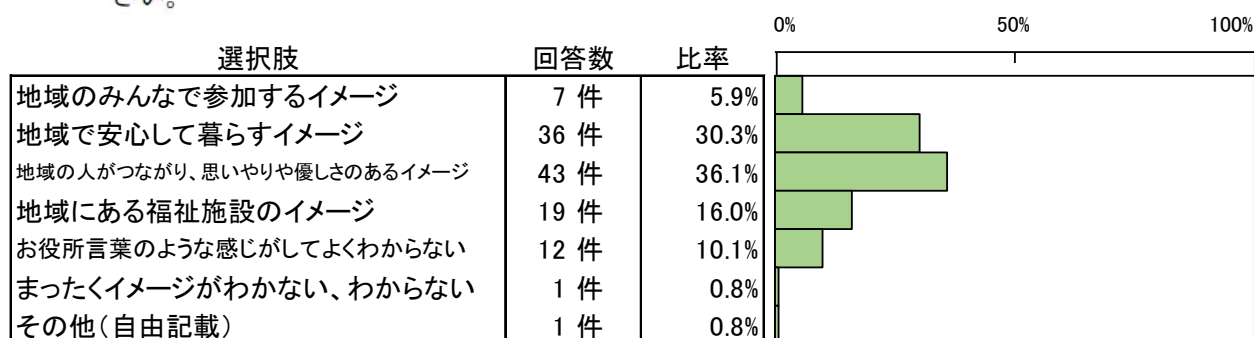
質問：22 問（問 5～26、属性等を除く）

回答者の年代	回答者数	比率
19歳以下	5	0.2%
20歳代	94	4.2%
30歳代	275	12.4%
40歳代	352	15.9%
50歳代	283	12.8%
60歳代	645	29.1%
70歳以上	561	25.3%

(1) 福祉への関心や地域との関わり

インターネット市民モニターアンケート調査（以下、このアンケートの質問は「Q」という。）Q10では、「地域福祉」という言葉のイメージを尋ねたところ、「地域の人がつながり、思いやりや優しさのあるイメージ」（63.1%）と「地域で安心して暮らすイメージ」が多くなっています。

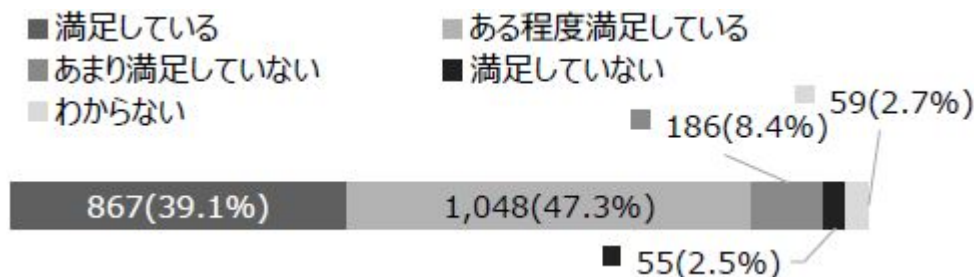
【Q10】「地域福祉」という言葉に対しあなたが持つイメージを教えてください。ひとつお選びください。



地域福祉計画等に関する市民アンケート（以下、このアンケートの質問は、「問」という。）によると、問5「今住んでいる地域に満足している、ある程度満足している」人の割合は、平成22年実施のアンケートに比べ、81.6%から86.5%に増加しました。

問5 今住んでいる地域に満足していますか。 N=2,215

満足している	867	39.1%
ある程度満足している	1,048	47.3%
あまり満足していない	186	8.4%
満足していない	55	2.5%
わからない	59	2.7%



課題 問6 「地域での付き合いをどの程度していますか。」では、「あまり付き合い合っていない、まったく付き合い合っていない」人の割合が、平成22年実施のアンケートに比べ、7.2%から23.2%に増加しています。

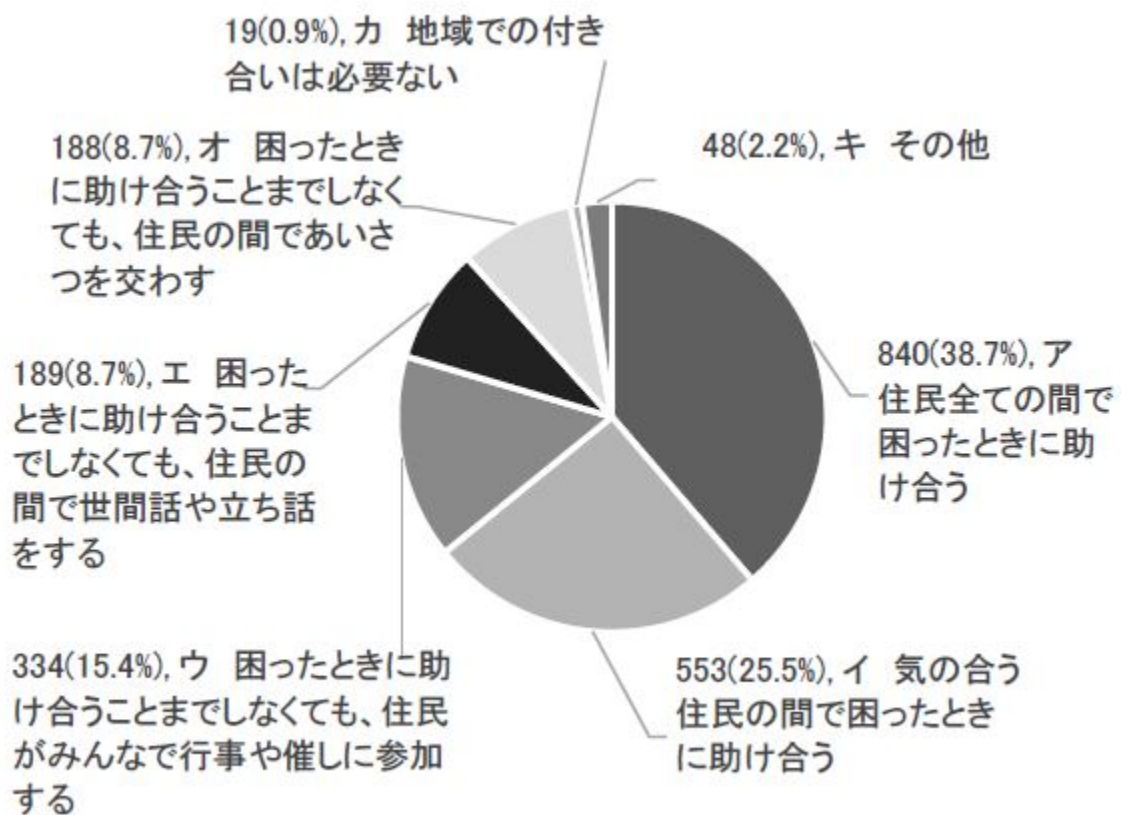
※平成22年の選択肢は、「付き合いはほとんどない、付き合いは全くない」

問6 地域での付き合いをどの程度していますか。 N=2,216

よく付き合い合っている	555	25.0%
ある程度付き合い合っている	1,147	51.8%
あまり付き合い合っていない	403	18.2%
まったく付き合い合っていない	111	5.0%

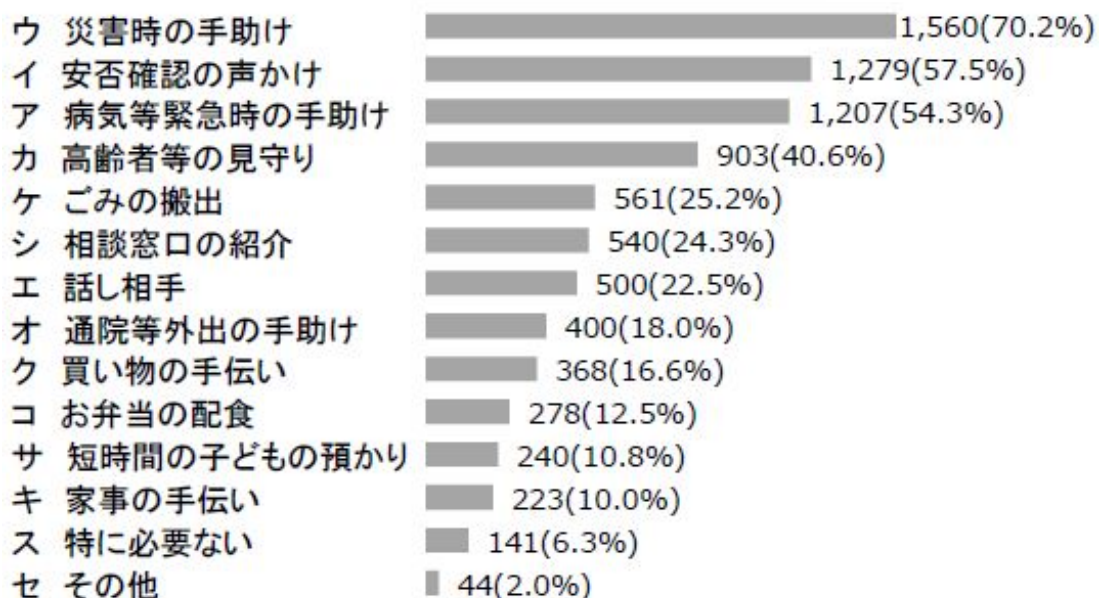
問7では、ウ、エ、オを合わせた「困ったときに助け合うことまでもしなくても」を選んだ人の割合が、全国を対象とした内閣府「社会意識に関する世論調査（平成26年度）」27.3%に比べて、32.8%とやや高い傾向があります。

問7 地域での付き合いは、どの程度が望ましいと思いますか。N=2,171



問 10「日常生活で援助が必要となったとき、地域でどのような手助けをしてほしいと思いますか」（複数回答）では、「災害時の手助け」が70.2%で最も多く、半数以上の回答があったものは、「安否確認の声かけ」57.5%、「病気等緊急時の手助け」54.3%でした。

問 10 日常生活で援助が必要となったとき、地域でどのような手助けをしてほしいと思いますか(全部)。

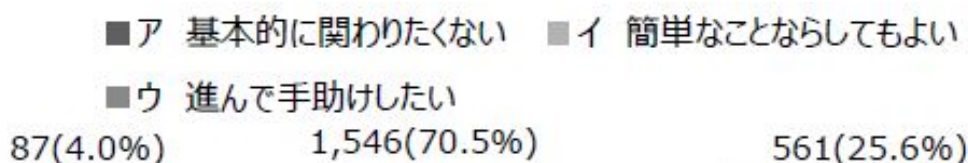


問 11「地域の中で困っている人がいた場合、あなたができる範囲で何か手助けをしたいと思いますか」という問いに対しては、「簡単なことならしてもよい」という人が70.5%と最も高い割合を示しており、「進んで手助けしたい」とあわせると96.1%の方が手助けをしたいと考えています。

問 11 地域の中で困っている人がいた場合、あなたができる範囲で何か手助けをしたいと思いますか。

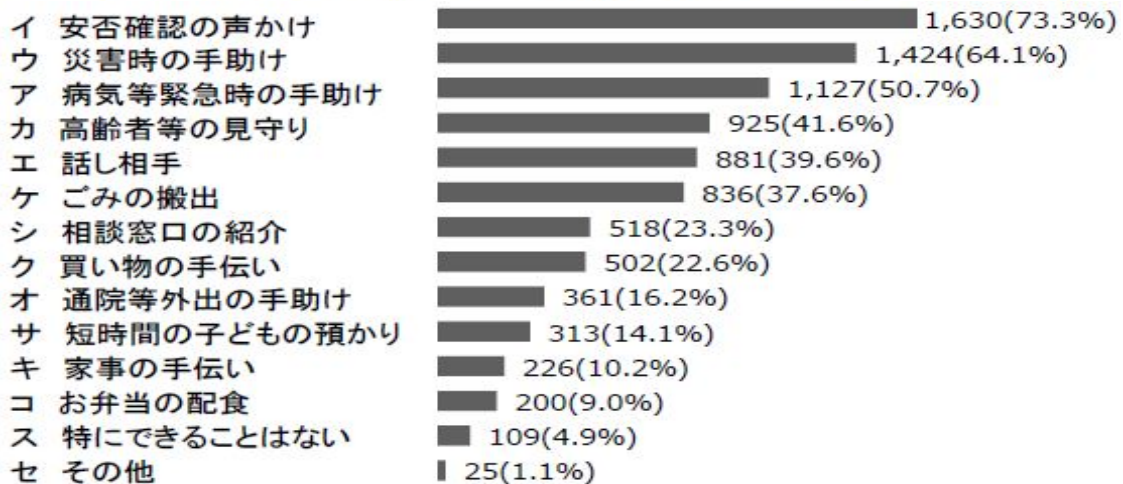
N=2,194

ア 基本的に関わりたくない	87	4.0%
イ 簡単なことならしてもよい	1,546	70.5%
ウ 進んで手助けしたい	561	25.6%



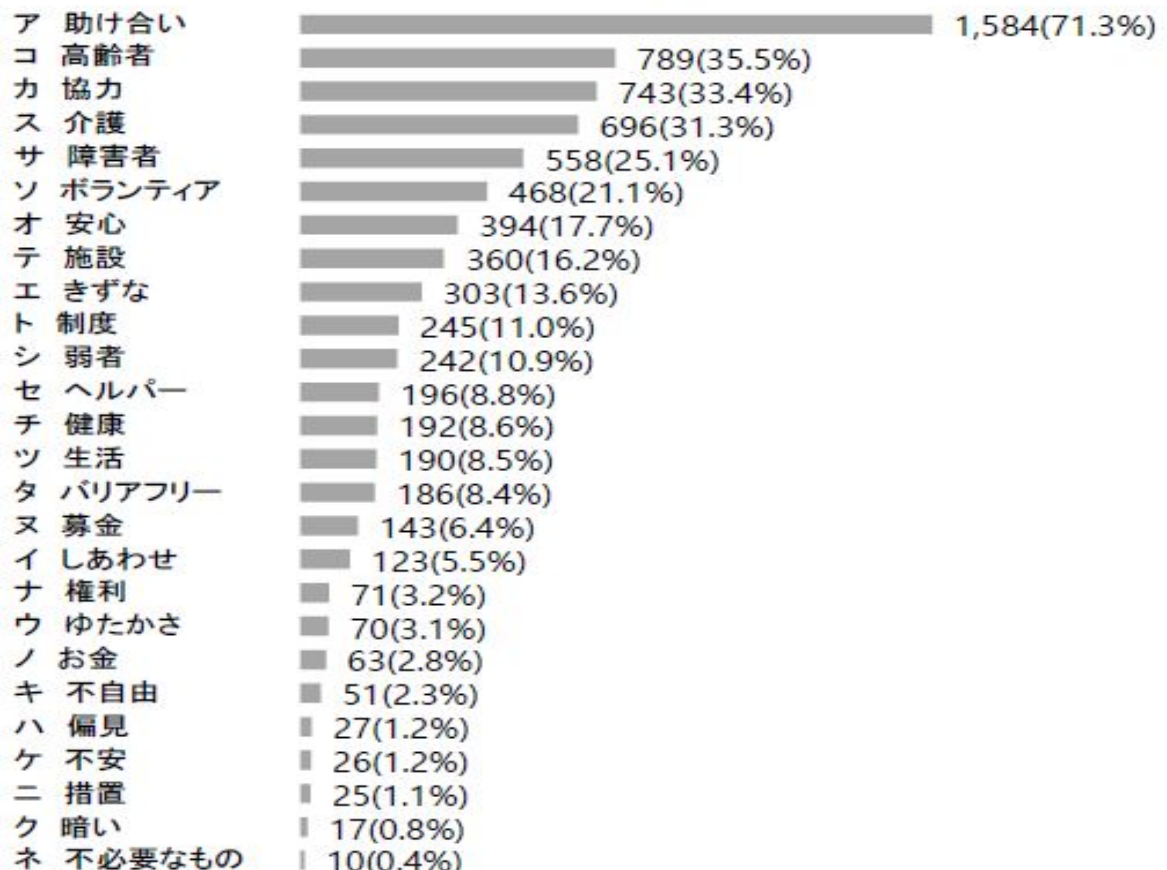
問 12「地域の中で困っている人がいた場合、どのような手助けができますか」という問いに対しては、「安否確認の声かけ」73.3%、「災害時の手助け」64.1%、「病気等緊急時の手助け」50.7%となっており、これらは、問 10「日常生活で援助が必要となったとき、地域でどのような手助けをしてほしいと思いますか」の上位3項目と一致しています。

問 12 地域の中で困っている人がいた場合、どのような手助けができますか。



問 20「『福祉』という言葉からどのようなことを思い浮かべますか」（3つまで）では、「助け合い」が71.3%と最も高い割合となっています。

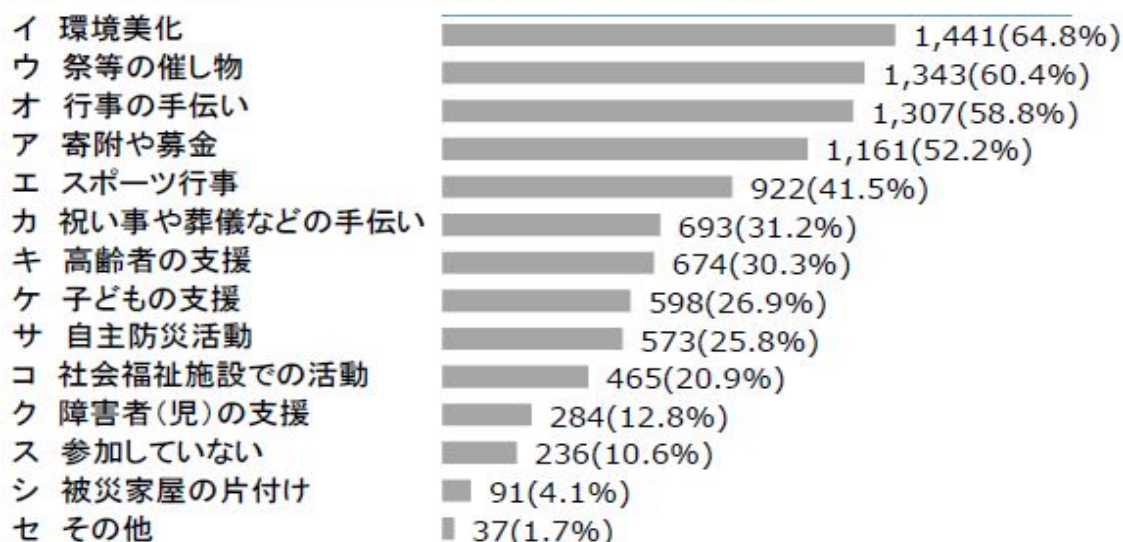
問 20 「福祉」という言葉からどのようなことを思い浮かべますか(3つ)。



(2) 地域活動やボランティア活動の状況

問8「次の地域活動やボランティア活動に参加したことがありますか」では、「環境美化」64.8%、「祭等の催し物」60.4%、「行事の手伝い」58.8%、「寄附や募金」52.2%については、半数以上の方が参加したことがあり、地域活動やボランティア活動への参加が高いことがわかります。

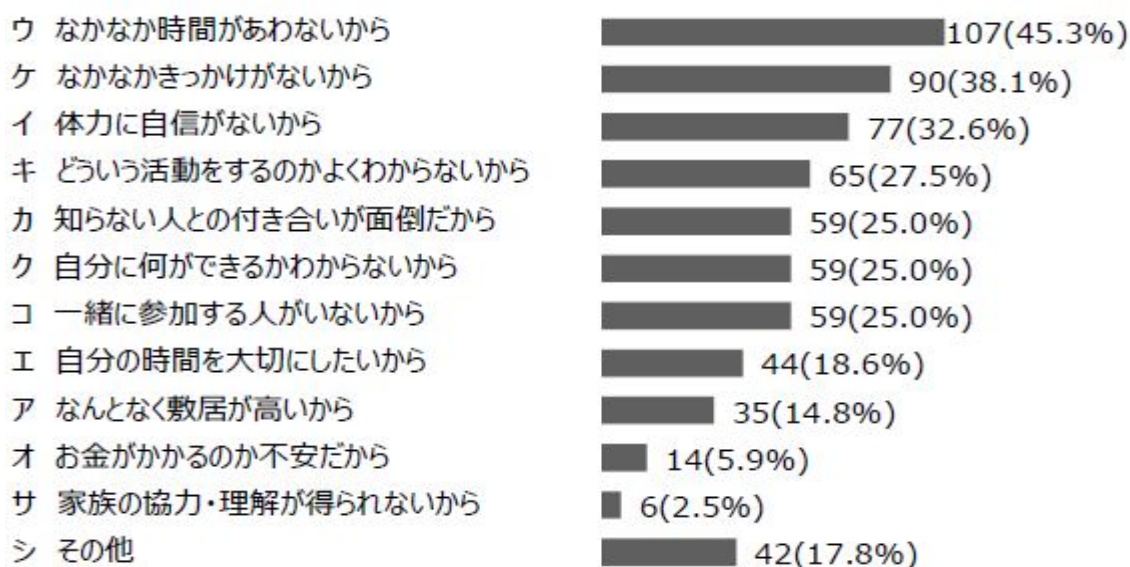
問8 次の地域活動やボランティア活動に参加したことがありますか。(全て)



問9「問8で『参加していない』を選択した方(236人)に対して、参加していない理由」を尋ねたところ、多い順に「なかなか時間があわないから」45.3%、「なかなかきっかけがないから」38.1%、「体力に自信がないから」32.6%となっています。

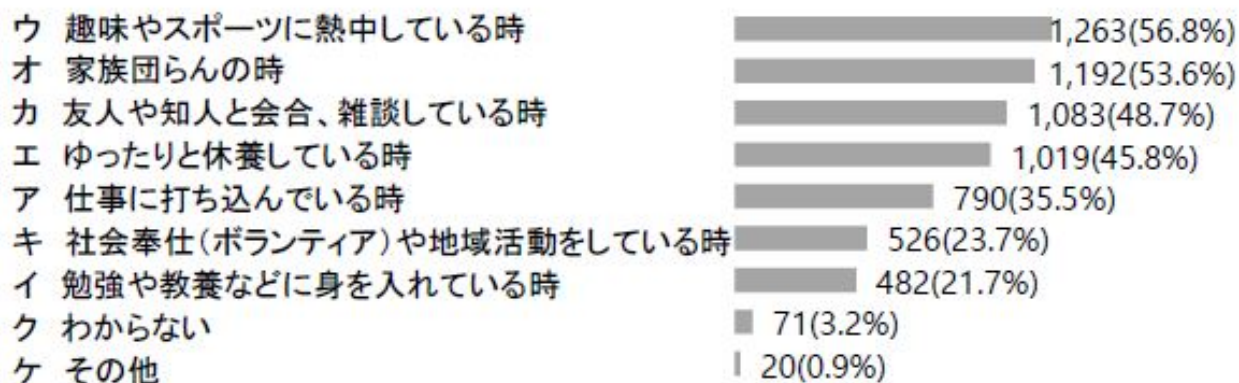
問9 問8で「参加していない」を選択した方にお尋ねします。参加していない理由は何ですか(全て)。

N=236



問 24「日頃の生活の中で充実感を感じるのは、主にどのような時ですか」（複数回答）では、全国を対象とした内閣府「社会意識に関する世論調査（平成 26 年度）」と比較すると、全国では「家族団らんの時」50.8%で最も高いところ、本市では、「趣味やスポーツに熱中している時」56.8%が最も高い結果となっています。また、「社会奉仕（ボランティア）や地域活動をしている時」という選択をした人は、全国では 9.5%に対して、本市は 23.7%と著しく高い割合を示しています。

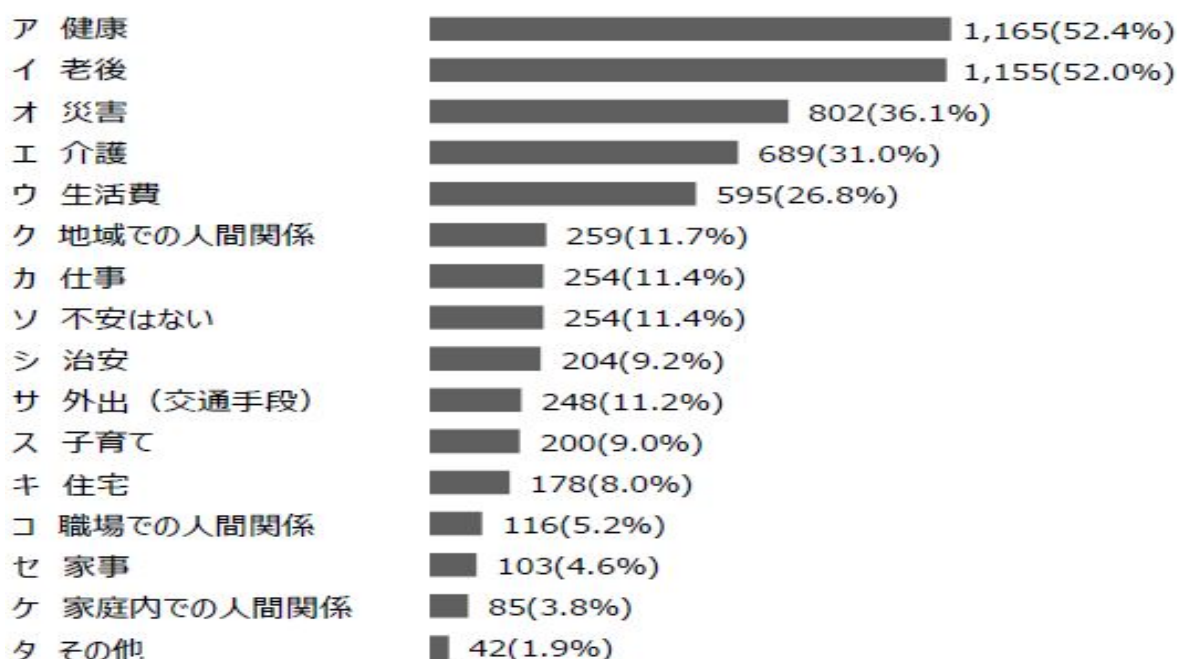
問 24 日頃の生活の中で充実感を感じるのは、主にどのような時ですか(全て)。



(3) 日常生活上の悩みや不安

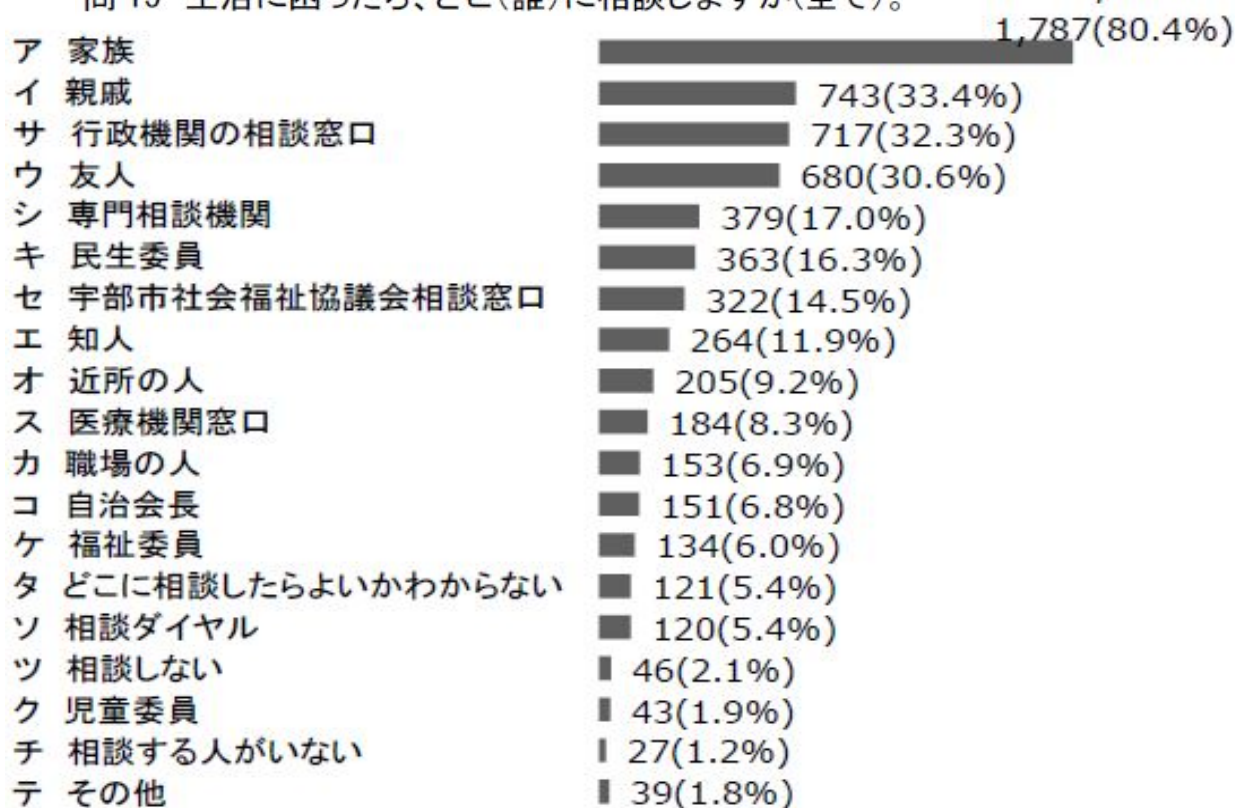
問 14「日常生活でどのようなことに悩みや不安がありますか」では、「健康」52.4%と「老後」52.0%が多く、次いで「災害」36.1%、「介護」31.0%、「生活費」26.8%と続いています。

問 14 日常生活で、どのようなことに悩みや不安がありますか。(全て)



問 15「生活に困ったら、どこ（誰）に相談しますか」（複数回答）では、「家族」が80.4%で最も多いが、この他は全般的に低い傾向が見られます。

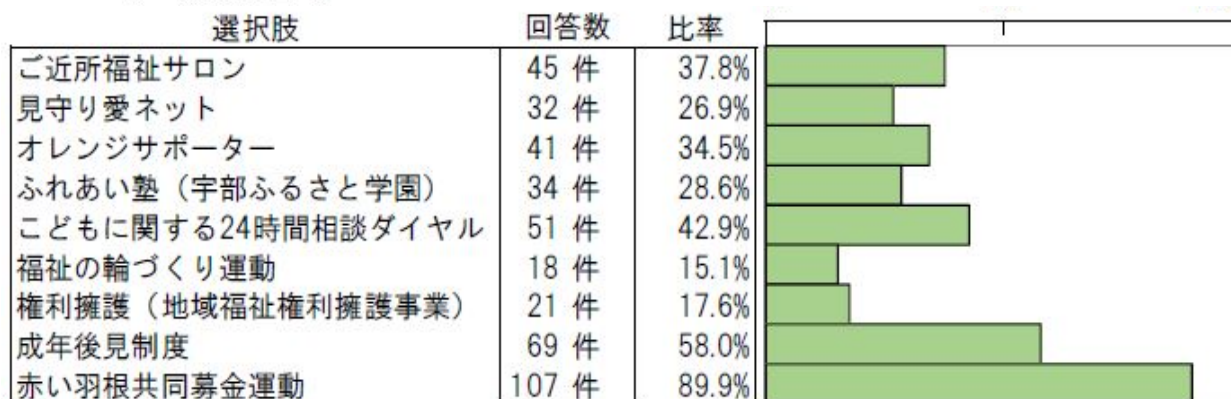
問 15 生活に困ったら、どこ(誰)に相談しますか(全て)。



(4) 福祉サービスについての情報

課題 Q12「福祉に関する『取組』について、知っている、または聞いたことがあるものを選んでください」（複数回答）では、「赤い羽根共同募金運動」89.9%と「成年後見制度」58.0%が半数を超えているものの50%以下のものが多く、まずは認知度を高める取組が必要であることがわかりました。あわせて、それぞれの内容の理解についても向上させる取組が必要です。

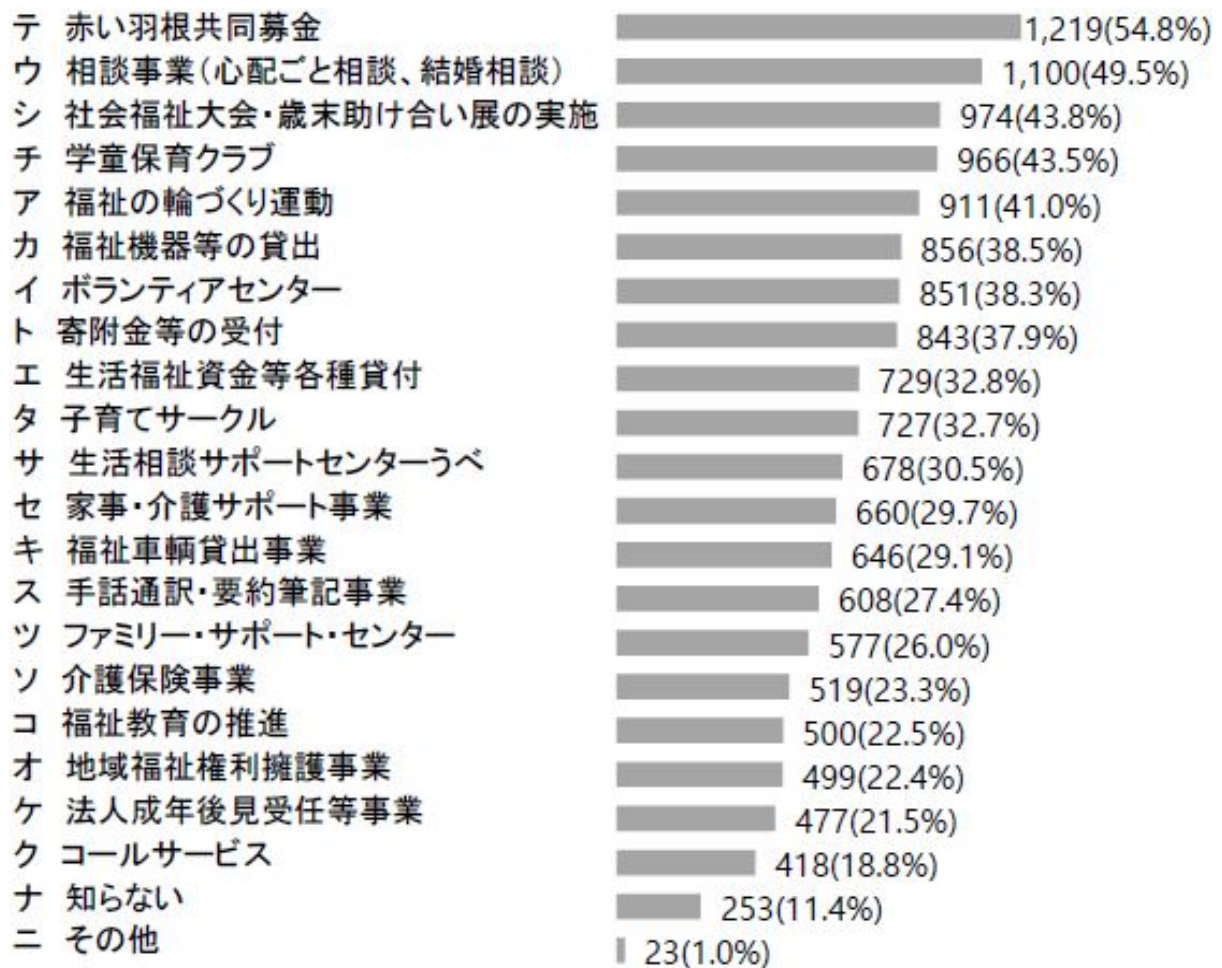
【Q12】福祉に関する「取組」について、知っている、または聞いたことがあるものを選んでください。（複数回答可）



問 21「宇部市社会福祉協議会がどのような活動をしているか知っていますか」（複数回答）では、Q12と同様に、「赤い羽根共同募金」54.8%が最も多く、次に「相談事業（心配ごと相談、結婚相談）」49.5%と続きます。

課題 全体として50%以下のものが多く、認知度が低いことが課題となっています。認知度を高め、あわせて内容についても理解を向上させる取組が必要とされています。

問 21 宇部市社会福祉協議会がどのような活動をしているか知っていますか(全て)。

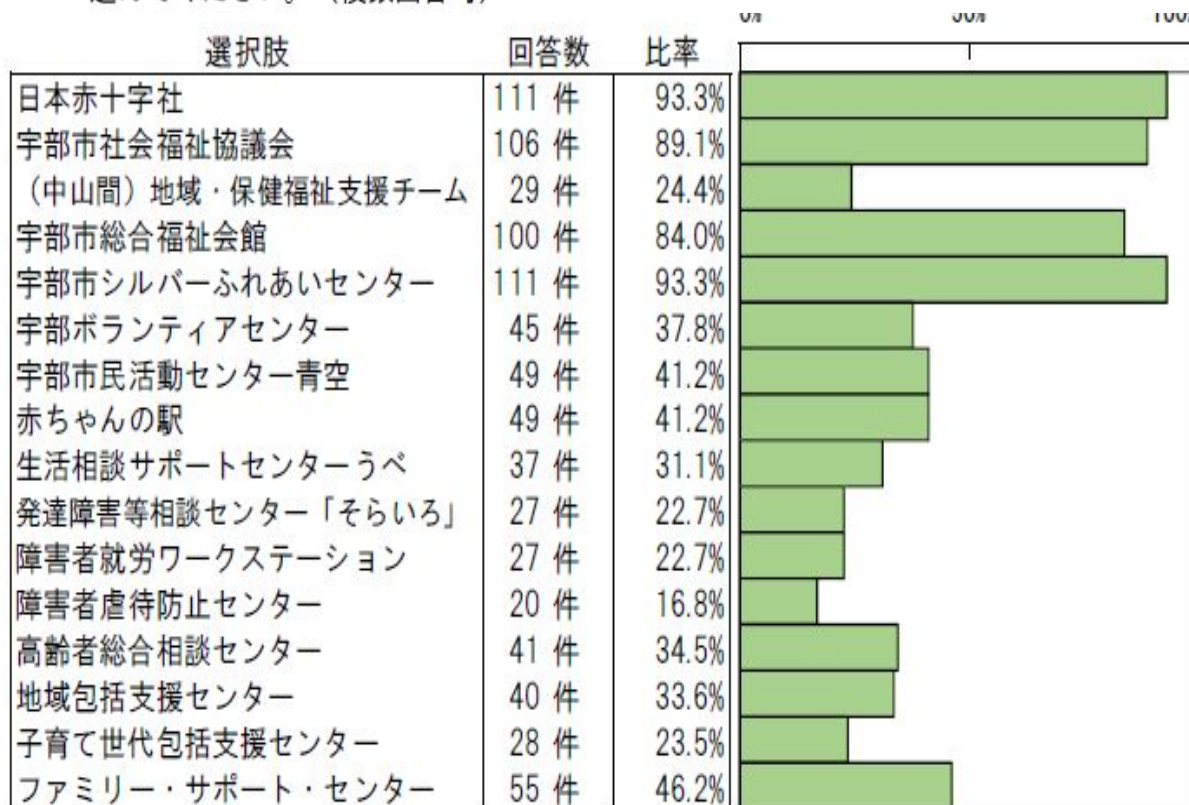


(5) 今後の福祉について

Q11では、福祉に関する「組織・団体や施設」について、知っている、または聞いたことがあるものを尋ねたところ、「日本赤十字社、宇部市社会福祉協議会、宇部市総合福祉会館、宇部市シルバーふれあいセンター」など80%を超える非常に高い認知率がありました。

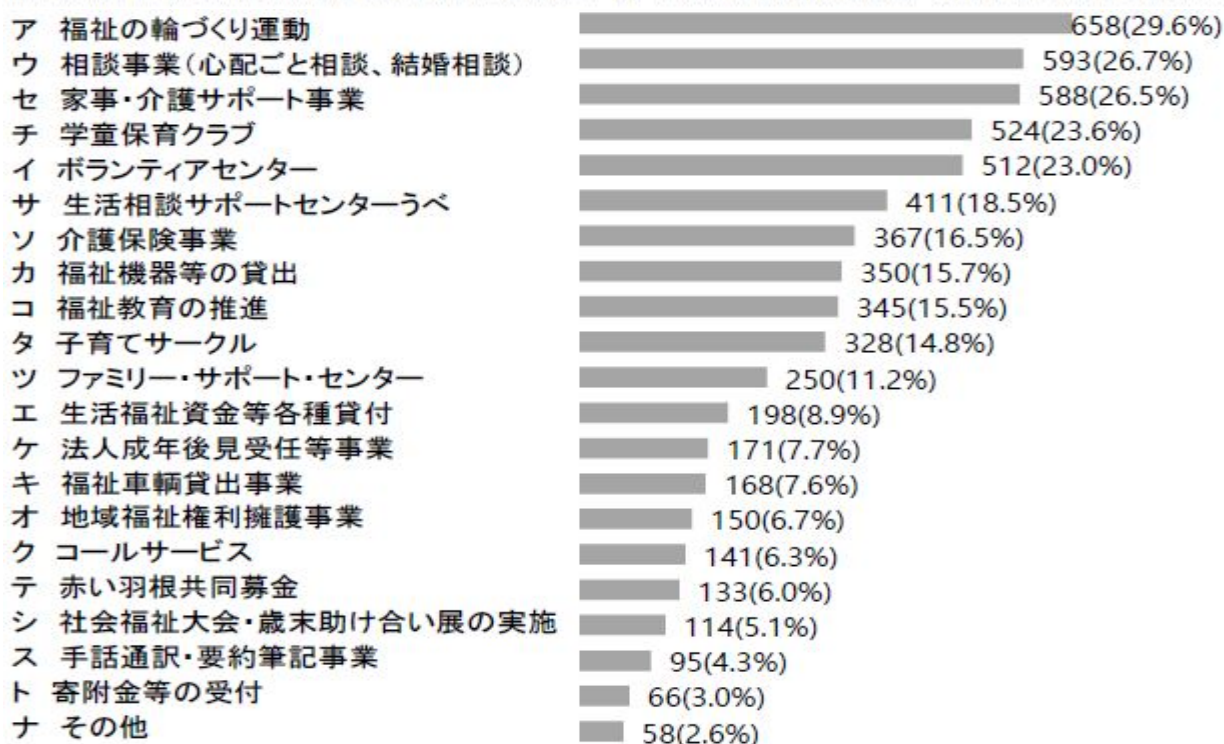
課題 一方、比較的新しい組織や施設については、50%以下のものが多く、認知度が低いことが課題となっています。認知度を高め、あわせて内容についても理解を向上させる取組が必要とされています。

【Q11】福祉に関する「組織・団体や施設」について、知っている、または聞いたことがあるものを選んでください。（複数回答可）



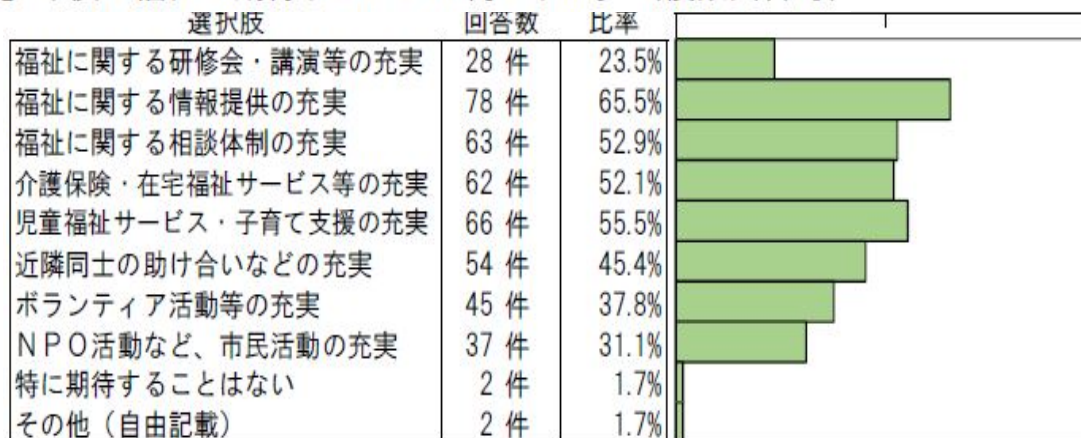
問 22「宇部市社会福祉協議会の事業の中で、今後、力を入れてほしいものを3つ選んでください」では、多い順に、「福祉の輪づくり運動」29.6%、「相談事業(心配ごと相談・結婚相談)」26.7%、「家事・介護サポート事業」26.5%、「学童保育クラブ」23.6%、「ボランティアセンター」23.0%となっています。

問 22 問 21 の設問に関連して、これらの事業の中で、今後、力を入れてほしいものを3つ選んでください。



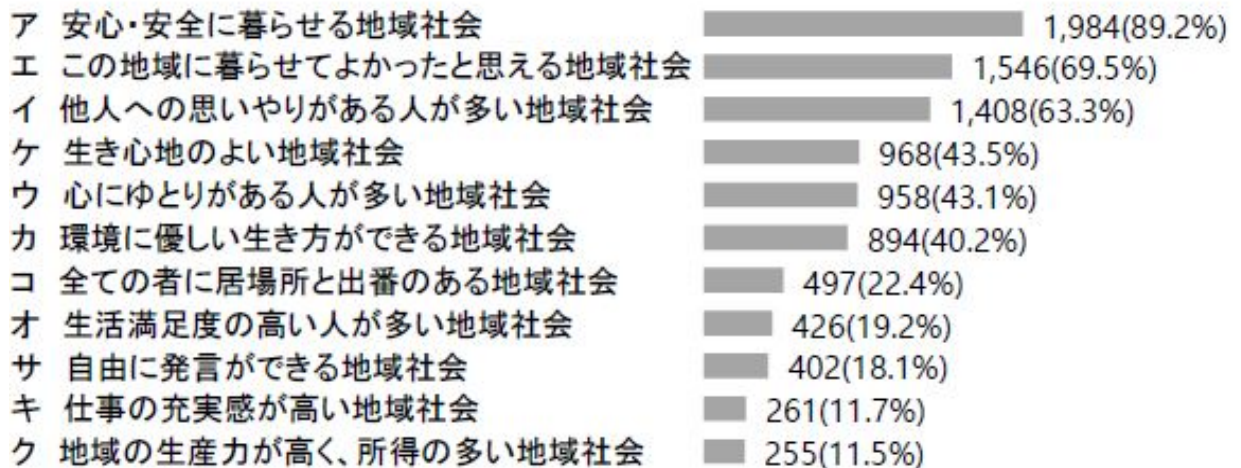
Q14「今後の福祉に期待することは何ですか」(複数回答)では、最も多かったのが、「福祉に関する情報提供の充実」65.5%であり、次いで「児童福祉サービス・子育て支援の充実」55.5%、「福祉に関する相談体制の充実」52.9%、「介護保険・在宅福祉サービス等の充実」52.1%、「近隣同士の助け合いなどの充実」45.4%となっています。

【Q14】今後の福祉に期待することは何ですか。(複数回答可) 50%



問 26「今後、どのようなことを地域社会の目標にしていくべきだと思いますか」（5つ）では、「安心・安全に暮らせる地域社会」89.2%が最も多く、次いで、「この地域に暮らせてよかったと思える地域社会」69.5%、「他人への思いやりがある人が多い地域社会」63.3%となっています。

問 26 今後、どのようなことを地域社会の目標にしていくべきだと思いますか(5つ)。



3 ワークショップ（意見交換会）の実施

すべての人が地域の中で安心して、生きがいをもった生活をしていくためには、自らの地域への夢や希望、提案など住民の積極的な関わりが必要です。

そこで、本計画策定にあたっては、市民意識調査とともに住民参加の取組として、市民ワークショップを開催しました。

この市民ワークショップは、「福祉の情報について」や「今後の福祉に期待すること」をテーマとし、自助（自分自身のこと）や共助（隣近所とのかかわり）から地域のつながりや助け合いについての理想像を考え、個人や地域でできること、支援策について意見を出し合うことで、地域でのつながりの重要性について考える機会としました。

ワークショップとは、様々な立場の人々が集まって自由に意見を出し合い、意見や提案をまとめあげていく場のことです。地域福祉計画や総合計画をはじめとした市町村の計画策定の際に広く用いられており、参加者同士の相互作用の中で、様々なことを学びあい、創り出す場としての役割もあります。とくに地域福祉計画では、策定過程における住民参加の手法として重要視しました。



（1）開催日時等

日時 平成 27 年 11 月 17 日（火）

昼の部：14 時～15 時 30 分 「ふくしの情報について」

夜の部：18 時 30 分～20 時 「今後の福祉に期待することについて」

場所 宇部市総合福祉会館 4 階大ホール

（宇部市琴芝町二丁目 4 番 2 0 号）

参加者 85 名（昼の部 49 名、夜の部 36 名）

(2) 内容

- ア 福祉計画等の説明と市民アンケート結果の報告
- イ グループ分け
- ウ グループ間で意見交換（ワールドカフェ方式）
- エ 参加者による評価（共感したものにシールを貼る）
- オ まとめ



(3) 主な意見

ア 昼の部：テーマ「ふくしの情報について」

参加者が最も多く共感した意見は、「行政の施設だけでなく、住民がよく行く場所（コンビニ、スーパー、病院等）に福祉の情報を掲示（冊子、マンガ、キャッチコピー使用）する」でした。

この他に、「自治会単位で、文字を使わず、マンガやシンボルマークで情報発信する」、「バザー、料理教室、農作業等で、障害当事者との交流を行う」等の意見もありました。

よく行く民間施設にも福祉情報を

イ 夜の部：テーマ「今後の福祉に期待することについて」

参加者が最も多く共感した意見は、「地域の人たちが、受ける側も支える側も、お互いを身近に感じられ、元気が出るような環境づくり、お互いを支え合う人づくり」でした。

この他に、「困った時にワンストップで解決できる相談窓口」、「身近な場所（空き家等）で、身近な人同士の交流の場を作る・増やす」等もありました。

受ける側も支える側も、お互いを身近に感じて
元気のでる環境づくり、支え合う人づくり

4 地域福祉に係る人材・組織等の状況

地域では、多様な人材・組織が地域福祉活動を推進しています。その活動実態の主なものの状況は以下のとおりです。

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、自主的に社会福祉の増進に努める民間の奉仕者で、厚生労働大臣の委嘱を受けて平成 26 年度末現在、389 人（地区担当委員 345 人、主任児童委員 44 人）が配置されています。地区担当委員は、1 人の委員が平均で約 2 自治会、約 200 世帯を担当しています。（平成 27 年末、世帯数 78,933 世帯）

主な業務は、低所得者の自立更生の援護をはじめ、高齢者、障害者、児童、母子世帯等の相談指導及び社会福祉行政への協力など、広範囲にわたって地域社会の福祉増進に努めています。

民生委員・児童委員	389人	地区担当民生委員	345人
		主任児童委員	44人

(2) 福祉委員

福祉委員は、宇部市社会福祉協議会と校区・地区社会福祉協議会の会長連名で概ね自治会を単位に委嘱を受けて平成 26 年度末現在で 883 人が配置されています。

主な業務は、民生委員・児童委員と協力し、地域の現状把握や福祉課題を捉え地域住民相互の助け合い活動などを実施しています。

福祉委員	883人
------	------

(3) 自治会

自治会は、快適で住みよい生活環境を維持することなどを目的に、区域内の地域住民により組織された任意団体で、行政文書等の配付・回覧、ごみの分別、道普請、防犯灯の設置、交通安全の啓発及び地域住民の親睦と連帯の場として重要な役割を担っています。

平成 26 年度末現在で 759 単位自治会が設立され、地域づくりの中心的な担い手として、地域住民の連携とふれあいの場、地域課題の発見と協働解決の場として位置づけられています。

単位自治会	759
-------	-----

(4) ボランティア、市民活動団体、NPO法人

ボランティアセンターの登録者数及び登録団体数は、平成26年度末現在、113人、113団体(15,104人)が登録されています。市民活動センターの登録者数及び登録団体数は、平成26年度末現在、8人、131団体が登録されています。

ボランティアセンター登録団体の分野別の活動団体数及び人数は、「保健医療又は福祉の増進を図る活動」が最も多く、104団体14,385人となっています。その内、福祉関連NPO法人は9法人となっています。

ボランティアセンター 登録者数	15,217人	個人	113人
		団体	113団体 (15,104人)
市民活動センター 登録者数	-	個人	8人
		団体	128団体

(5) 校区・地区社会福祉協議会

校区・地区社会福祉協議会は、住民が主体となり、概ね小学校校区の範囲で組織された任意団体で、市内に21校区社会福祉協議会1地区社会福祉協議会が組織されています。

主な活動は、住民主体の理念のもと「誰もが安心して暮らすことのできる地域」を創ることを目的に地域の福祉課題の解決や福祉のまちづくりの実現のために、福祉の輪づくり運動（小地域福祉ネットワーク活動）や地域内の福祉活動を推進しています。

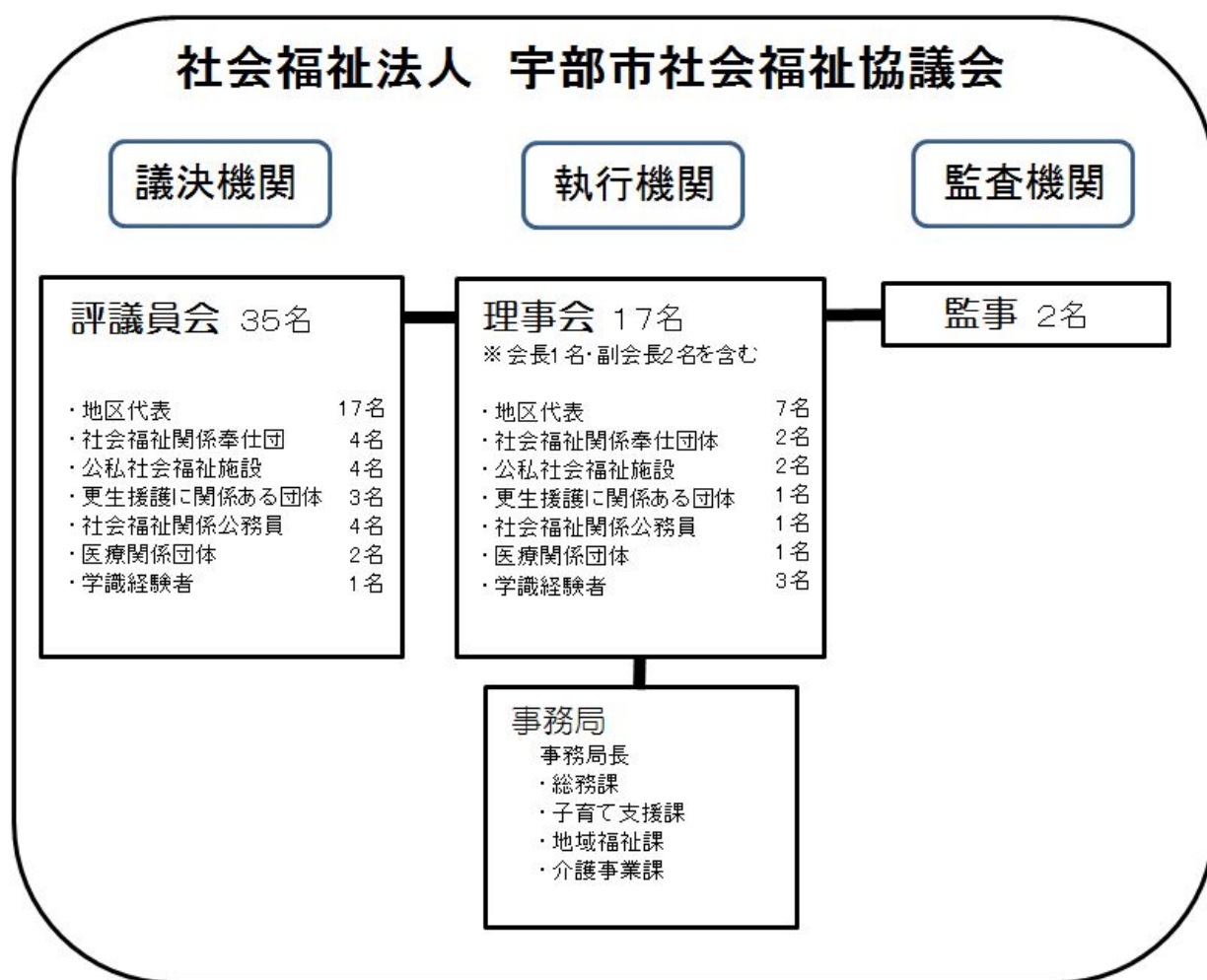
(6) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、全国都道府県・指定都市・市区町村に組織的に設立されている民間の福祉団体で、本市には宇部市社会福祉協議会が社会福祉法人として昭和31年に設立認可されています。

市社協は、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア及び市民活動団体や福祉サービスを提供する事業者など、あらゆる団体・組織の相互理解と協働によって地域福祉を推進する民間の社会福祉団体です。これらの関係団体に、必要な学識経験者などを加え、理事会、評議員会を構成し、組織的な運営を推進するとともに、地域福祉推進のため校区・地区社会福祉協議会と連携を図りながら効率的な事業展開を図っています。

■ 宇部市社会福祉協議会の組織図

(平成 28 年 4 月)



(7) 社会福祉法人等

社会福祉法人は、社会福祉法第 22 条に基づき、社会福祉事業を行うことを目的として設立された公益法人です。市社会福祉協議会はその一つですが、高齢者や障害者の福祉施設や保育園などの事業を行う社会福祉法人もあります。社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人であるため、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められています。

社会福祉法人数	32
---------	----

5 制度改正等の状況

平成	法制度等の動き	主な内容
24年	改正介護保険法の施行	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築
	障害者虐待防止法の施行	障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資する
25年	障害者総合支援法の施行	全ての国民が障害の有無にかかわらず共生する社会の実現を図る観点から、障害者の自立した日常生活又は社会生活のための支援の充実を図るため、地域生活を支援するためのサービス体系の整備等
26年	子どもの貧困対策法施行	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る
	改正生活保護法の施行	必要な人には確実に保護を実施しつつ、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等
27年	生活困窮者自立支援法の施行	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、包括的な相談支援、就労支援等を行い、その自立を促進等
28年	障害者差別解消法の施行	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進する

6 前計画の推進状況

第二次地域福祉計画では、第四次地域福祉活動計画に関する指標も含めて関連指標として設定しており、その推進状況については、概ね目標を達成する内容となりました。

基本目標1「地域福祉の基礎づくり」～人と人とのつながりをつくる～では、全ての指標で目標以上の取組や成果がありました。

基本目標	関連指標	基準年度	第2次策定時の現状		目標年度	第2次策定時の目標		年度		現状値	(単位)	評価	基本目標ごとの評価
		(平成)	(単位)	(平成)	(単位)	(平成)	(単位)						
1	つどいの広場利用者延べ人数(年間)	20年度	31,817	人	27年度	33,700	人	26年度	33,758	人	5	5.0	
	「子どもが育てやすいまち」と感じる市民の割合	20年度	15.1	%	27年度	20.0	%	26年度	38.5	%	5		
	安心安全見守りネットワーク 創設校区数	22年度	-	校区	27年度	24	校区	26年度	24	校区	5		

基本目標2「地域福祉の推進」～ご近所福祉の推進等～では、概ね目標以上の取組や成果がありましたが、「地域福祉拠点『ご近所福祉』の立ち上げ数」については、5箇所（平成22年度）から14箇所（平成26年度）に伸びたものの、目標値24箇所には至らず、達成率58.3%となっています。

基本目標	関連指標	基準年度	第2次策定時の現状		目標年度	第2次策定時の目標		年度		現状値	(単位)	評価	基本目標ごとの評価
		(平成)	(単位)	(平成)	(単位)	(平成)	(単位)						
2	地域福祉拠点「ご近所福祉」の立ち上げ数(累計)	22年度	5	箇所	27年度	24	箇所	26年度	16	箇所	3	4.6	
	認知症サポーター数(累計)	20年度	3,549	人	27年度	12,800	人	26年度	13,728	人	5		
	ボランティア奉仕員登録者数(累計)	20年度	129	人	27年度	200	人	26年度	15,217	人	5		
	「ふれあいいきいきサロン」の活動数(累計)	22年度	39	箇所	27年度	42	箇所	26年度	77	箇所	5		
	福祉教育実施 小中学校の割合	21年度	70	%	27年度	80	%	26年度	81.1	%	5		

基本目標3「地域福祉の広がり」～みんなでつくる安心・安全～では、概ね目標以上の取組や成果がありました。しかし、「災害時要援護者登録者数(累計)」については、970人(平成22年度)から753人(平成26年度)に減少しています。これについては、新規、施設入所、長期入院、死亡等の状況を毎年、一人ひとり確認して更新しています。その更新時に、改めて必要性があるかどうかの説明を行ったところ減少となりましたが、精度の高いものとなっています。なお、登録者数を増やすことが目標ではないことから、中期実行計画の指標において、自主防災会との避難支援協定締結数24協定(平成29年度)に変更して、避難支援体制の多重化に取り組んでいます。

基本目標	関連指標	基準年度	第2次策定時の現状		目標年度	第2次策定時の目標		年度	現状値		評価	基本目標ごとの評価
		(平成)	(単位)	(平成)	(単位)	(平成)	(単位)	(平成)	(単位)			
3	「あんしん歩行エリア」交差点段差解消箇所数	22年度	153	箇所	27年度	349	箇所	26年度	369	箇所	5	4.4
	自主防災組織率	22年度	98.7	%	27年度	100	%	26年度	100	%	5	
	刑法犯認知件数(年間)	22年	1,760	件	27年	1,100	件	26年	1,155	件	4	
	災害時要援護者登録数(累計)	22年度	970	人	27年度	1,350	人	26年度	753	人	3	
	環境学習拠点の数	22年度	2	箇所	27年度	3	箇所	26年度	3	箇所	5	

基本目標4「地域福祉の基盤の強化」～地域資源の活用～では、「学校教育活動支援ボランティア登録者数」は、目標を大きく上回る成果がありました。しかし、「民生児童委員の家庭訪問件数」は、年間76,473件(平成26年度)で達成率81.0%でした。ただし、民生委員一人あたりに換算すると、年間193件で、全国平均約130件を大きく上回っています。

基本目標	関連指標	基準年度	第2次策定時の現状		目標年度	第2次策定時の目標		年度	現状値		評価	基本目標ごとの評価
		(平成)	(単位)	(平成)	(単位)	(平成)	(単位)					
4	学校教育活動支援ボランティア登録者数	21年度	-	人	27年度	500	人	26年度	1,317	人	5	4.5
	民生児童委員の家庭訪問件数	21年度	72,642	件	27年度	94,434	件	26年度	76,473	件	4	

第3章 計画の基本理念と目標

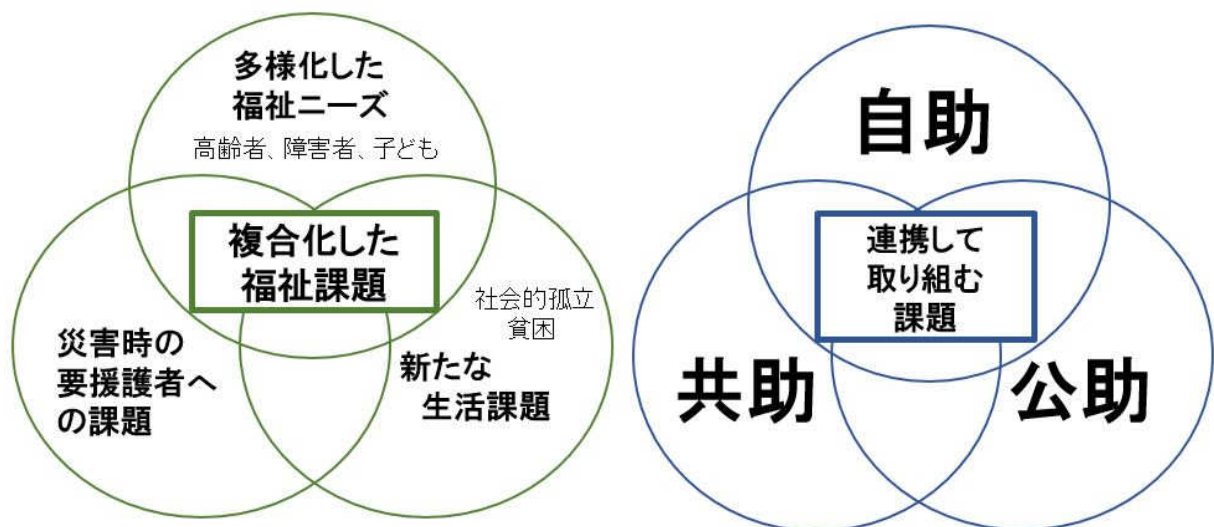
1 地域福祉の理念

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

住民の多様な生活課題のニーズは、隣近所でのちょっとした手助けで対応できるものから、福祉制度の谷間にあって対応できない問題や、経済的な貧困や心身の障害等の様々な課題が複雑に絡み合っている問題、災害時の要援護者の問題などがあります。

これらの多様な生活課題に対しては、個人や家族が自ら解決する「自助」、隣近所やボランティア等で支え合う「共助」、行政等による「公助」がそれぞれ取り組むことが大切です。しかしながら、個人や家族の努力だけでは、困難な場合もあるとともに、公的な福祉サービスで対応することも困難な場合もあるため、地域での住民相互による助け合いや支え合いに期待が寄せられています。これら自助・共助・公助の連携によって、重層的に支え合うことも大切となります。

また、地域社会においては、男女が対等に共同して参画するとともに、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う「ソーシャルインクルージョン」という共に生きる社会づくりが求められています。地域は、このような隣人たちとの社会的な関係の中で、それぞれの住民が自分らしい生き方をしていく場であり、年をとっても、障害があっても、住み慣れた地域で自分らしい生き方を全うできることが、その人の尊厳を支えることとなります。その意味で、地域の生活課題に取り組むことは、取り組む人にとってやりがいにつながるだけでなく、支援される者にとっても、地域で自己を実現し、尊厳ある生活が可能となるものです。



2 基本理念

住み慣れた地域で、年齢や性別、障害、病気の有無に関わりなく、一人ひとりの個性や尊厳が認められ、他人への思いやりをもって、心豊かに幸せや充実を感じながら安心して安全に暮らすことは、多くの市民共通の願いです。

本計画では、この願いを実現するため、市民一人ひとりが多様性をお互いに認め合い、地域社会を構成する一員である自覚を持って、まずは自らができることをできる範囲で実践するとともに、身近な地域の生活課題を自分自身のこととしてとらえ、思いやりをもって、相互に話し合い、支え合い、助け合う活動をより一層進めることで「**地域共生社会**」(※)を構築し、「**地域のみみんなで支え合う 心かよう元気な福祉のまちづくり**」の実現をめざします。

※「地域共生社会」とは、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる社会です。(厚生労働省HP)



3 基本目標と重点目標

本計画では、基本理念「地域みんなで支え合う 心かよう元気な福祉のまちづくり」を実現していくため、3つの基本目標を定め、それぞれ基本施策を示しています。その中で、すべての取組に影響を与える「心かよう元気な地域福祉の基盤づくり」を重点目標として位置づけ、取り組めます。

基本目標 1

地域福祉を担う思いやりのある元気な人づくり

生活や福祉の様々な問題に対応していくためには、地域で抱える問題に気づき、解決に向けて取り組む、主体性を持った人材が必要です。同時に、支援を必要とする人へ思いを寄せる意識をあわせ持つことも求められます。

このような人材が活躍する地域を作るため、だれもがボランティア活動などに取り組めるようにするとともに、リーダーとなる人を育てます。

基本目標 2

だれもが参加し共に支え合う元気な地域づくり

地域みんなが安心して、その人らしく、充実した生活を送るため、多様な生活や福祉の問題の解決に地域全体で取り組むことが求められます。

自治会、民生委員児童委員、福祉委員、団体・NPOなどの連携により、支援を必要とする人を発見し、みんなで見守り、支え合う仕組みをつくりまします。いくつもの問題がからみあい、解決が難しい問題もあることから、関係する専門機関とも連携し、その人にあった支援が得られる相談体制を充実します。

基本目標 3

安心して元気に暮らせる地域福祉の環境づくり

すべての人が、社会の一員として認められ、人とのつながりや居場所を持つ地域を目指します。

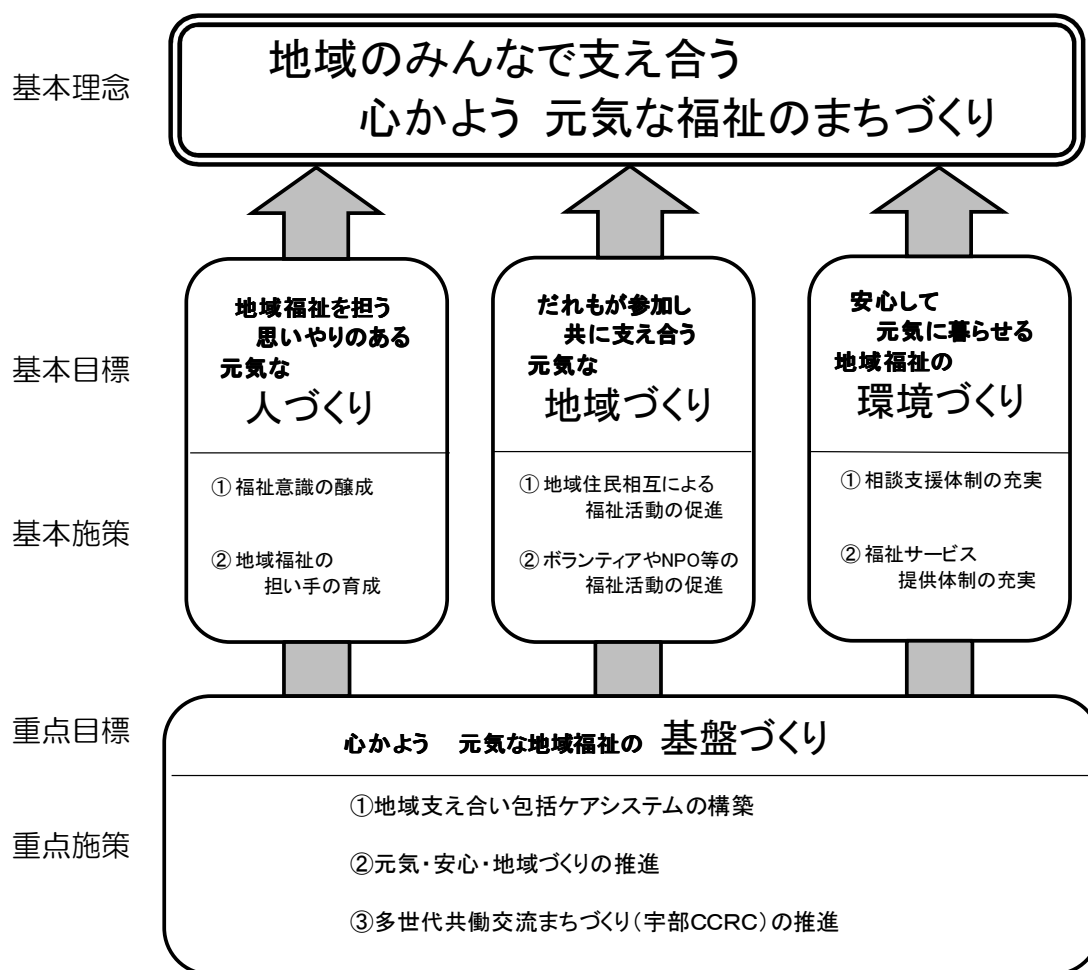
地域に暮らす一人ひとりの権利が守られ、大切にされるための環境づくりを進めます。地域における福祉サービスが適切に利用され、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を促す仕組みづくりを進めます。

重点目標

心かよう元気な地域福祉の基盤づくり

子どもから高齢者まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域の特性に応じた仕組みづくりを推進します。これまで積み重ねてきた保健・医療・福祉のネットワークを、さらに連携を深め、市民が健康で安心して日常生活を送ることができる地域社会の構築を進めます。

また、地域の問題を見える化し共有して、地域住民との話し合い等によって、住民主体による地域の問題解決を図る基盤づくりを進めます。



第4章 基本施策の展開

基本目標 1

地域福祉を担う思いやりのある元気な人づくり

- (1) 福祉意識の醸成
- (2) 地域福祉の担い手の育成

基本目標 2

だれもが参加し共に支え合う元気な地域づくり

- (1) 地域住民相互による福祉活動の促進
- (2) ボランティアやNPO等の福祉活動の促進

基本目標 3

安心して元気に暮らせる地域福祉の環境づくり

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 福祉サービス提供体制の充実

重点目標 心かよう元気な地域福祉の基盤づくり

- (1) 地域支え合い包括ケアシステムの構築
- (2) 元気・安心・地域づくりの推進
- (3) 多世代共働交流まちづくり（宇部CCRC）の推進

1 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は、地域に生活している市民です。住み慣れた地域で支え合い、助け合う社会を実現させるためには、行政の取組だけでなく、地域住民との協働が不可欠となります。

また、地域における多様な福祉ニーズに対応していくためには、地域の中で活動する自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体・NPO法人、福祉サービス事業者、市社協等が地域福祉の重要な担い手となります。

本計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら協働して計画の推進にあたる必要があります。

(1) 市民の役割

市民は、地域や福祉に対する関心を持ち、地域の中にある生活課題を発見・共有するとともに、連携し地域の中で解決していく行動が求められています。

また、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を、地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守りなど日常的に近隣住民同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが期待されます。

(2) 自治会の役割

自治会は、市民にとって最も身近な地域関係団体です。地域で起こっている様々な問題を住民同士の話し合いなどにより、解決に導いていく仕組みづくりが求められています。

また、支え合い、助け合い活動には、自治会単位等のお互いの顔が見える関係が重要であり、校区・地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携を図りながら地域福祉を推進していくことが期待されます。

(3) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、身近な地域において、相談や困りごとを抱えた人に様々な支援を行い、安心して暮らせるまちづくりを進めるための重要な役割を担っています。

少子高齢化や核家族化がますます進行する中、今後も増大する地域の様々

な生活課題への適切な対応等を行うため、市や市社協、関係機関・団体などと連携し、身近な地域における支援活動を行っていくことが期待されます。

（４）福祉委員の役割

福祉委員は、市社協会長及び校区・地区社会福祉協議会会長の連名で委嘱を受けた小地域福祉活動の推進者です。地域福祉でまちづくりを進めていくためには、同じ地域で生活する住民が日頃からふれあい、いざという時にお互いに助け合い、支え合う「つながり」をより強いものにしていくことが大切です。そのため、地域には住民同士の「つながり」をつくるための「つなぎ役」が求められており、福祉委員にはその役割が期待されます。

（５）共同募金の役割

社会福祉法で法制化された共同募金は、全国一斉に毎年１０月から１２月末まで行う「共同募金運動」と１２月中に行う「歳末たすけあい運動」を通じて、地域福祉の向上を目指して募金活動を展開しています。

本市の地域福祉活動を充実させていくうえで、貴重な財源となっています。

（６）ボランティア団体・NPO法人の役割

ボランティア団体・NPO法人は、柔軟な企画運営が可能なことから、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、きめ細かな福祉ニーズへ対応することや、身近な問題意識から公益的な課題に取り組むことを通じて、多様な視点や価値観などにより行政等に対して提案し、連携・協働して福祉サービスを担う役割が期待されます。

（７）事業者の役割

企業などの事業者は、事業活動を通じて地域と関わるとともに、有する知識や人材を活かした社会貢献を通じて、地域課題の解決に取り組むことが期待されます。

（８）福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、福祉サービスの担い手として専門性を活かし、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容の情報公開や利用者の生活の質の向上に取り組むことが求められています。

また、福祉施設等においては、ボランティア体験や様々な人々との交流など、人材育成の場としての役割が求められるとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されます。

さらに、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や市民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画などが期待されます。

(9) 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、社会福祉法に定める地域福祉の推進主体として、地域の福祉ニーズに対して、先駆的、実験的に取り組む役割が求められています。

また、利用者の立場に立った福祉サービスを適切に提供するとともに、社会資源や専門的な知識・技術等を地域に提供し、地域貢献活動に積極的に取り組むことが期待されます。

(10) 市社協の役割

市社協は、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。そのため、市と協働して本計画を推進し、市民、地域関係機関・団体、事業者等との調整役として大きな役割を果たすことに努めます。

また、市社協としての組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応して、迅速かつ積極的に事業展開を図ります。

(11) 市の役割

市は、市民や地域・関係団体等の自主的な活動を促進し、地域福祉力の向上を図るとともに、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

また、地域における活動団体を把握し、相互に連携・協力を図り、団体間の交流や参加意向のある市民と団体の調整を図るなど、市内の地域福祉に関する管理・運営を行い、地域における福祉活動の推進に努めます。

さらに、保健、医療、福祉分野を始め、環境、教育、防災、防犯等、他の分野の関係各部署と連携を図りながら、横断的な施策の推進に取り組みます。

2 基本目標 1

地域福祉を担う思いやりのある元気な人づくり

(1) 福祉意識の醸成

市民が、地域社会の一員として地域づくりやボランティア・地域福祉活動の関心を持ち、積極的に参加していくよう、地域におけるふれあい・支え合い・助け合いによる地域福祉の啓発を図ります。

地域福祉を進めるためには、支援を必要とする人への理解を深め、思いやり、助けあいの意識を持つことが大切です。子どもから大人まで、福祉に関する教育・学習の機会をつくとともに、学校での福祉教育を通して、高齢者や障害者、妊婦、外国人など支援を必要とする人たちに気軽な声かけや手助けができるよう思いやりや気づきの心を育てます。

また、地域福祉に関する取組や身近な活動事例などの情報提供を図ります。

【主な取組】

○地域福祉についての講演会や講座、イベント、体験学習などを開催し、市民が福祉に関心を持ち、理解を深め、活動のきっかけとなる機会の充実を図ります。また、学校や福祉施設等におけるボランティア活動や高齢者疑似体験等の体験学習を通じて、福祉教育の機会充実を図り、児童・生徒のボランティア・地域福祉活動への理解と参加の促進に努めます。(市地域福祉・指導監査課、市高齢者総合支援課、市社協地域福祉課、市社協コミュニケーション支援室)

◆成果指標 <福祉学習参加者数>

平成	26	⇒	32	年度
指標	2,038		3,200	人



○市民のボランティア・地域福祉活動への参加意欲の醸成を図るため、広報やホームページ、福祉活動展示用パネル等により、活動内容や団体の紹介等の情報提供、広報活動やイベント等の情報発信を推進し、広く市民への理解と普及啓発を図ります。（市社協総務課、市社協地域福祉課）



○聴覚障害者のコミュニケーションを円滑にし、障害者への理解を深めるため、手話通訳、要約筆記を行い、手話奉仕員等を養成します。（市障害福祉課、市社協コミュニケーション支援室）

◆成果指標 <手話奉仕員登録者数>

平成	26	⇒	32	年度
指標	143		167	人

◆成果指標 <要約筆記奉仕員登録者数>

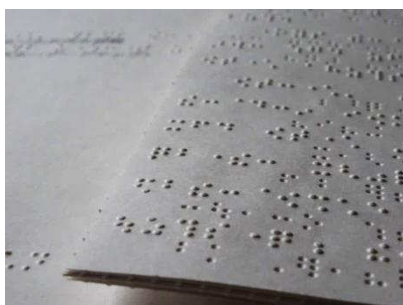
平成	26	⇒	32	年度
指標	54		104	人



○視覚障害者のコミュニケーションを円滑にし、障害者への理解を深めるため、点訳、音訳を行うとともに、点訳・音訳奉仕員等を養成します。(市障害福祉課)

◆成果指標 <点訳・音訳奉仕員養成講座受講者数>

平成	26	⇒	32	年度
指標	197		332	人



○悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができるゲートキーパーの養成など、地域で見守る自殺対策の体制づくりに取り組みます。(市健康増進課)

◆成果指標 <ゲートキーパー人数>

平成	26	⇒	32	年度
指標	923		1,300	人

○がん検診受診や市指定の講演会等に参加した高齢者に対しポイントを付与して、健康づくりや介護予防活動を促進するはつらつポイント制度を推進します。(市健康増進課)

◆成果指標 <はつらつポイント登録者数>

平成	26	⇒	32	年度
指標	2,838		11,500	人

(2) 地域福祉の担い手の育成

自治会、地域活動団体・NPO、ボランティアなどの地域福祉活動に一人でも多くの人に関心を持ち、積極的に地域福祉に関われるよう参加の機会を広げます。

また、定年退職した人や子育てをした経験のある人など、それぞれの経験や知識・技術が活かせるような活動の機会をつくるとともに、地域福祉の担い手となる人を育てます。

【主な取組】

○市民をはじめ広く民間企業・団体なども対象に、講座・講習会などを実施し、地域福祉の担い手として欠かすことのできないボランティアの啓発・育成を行い、ボランティア・市民活動への参加促進を図ります。また、ボランティアの援助を求めている個人・団体、施設等とボランティア活動や市民活動を希望する個人や団体・学校等双方に対し、情報提供、相談、調整などを行います。(市地域福祉・指導監査課、市社協地域福祉課)

◆成果指標 <ボランティア登録者数>

平成	26	⇒	32	年度
指標	15,217		17,200	人



○地震や台風等の大災害により、地域内の助け合いだけでは、対応が困難な場合に、市や県社協等の関係機関の協力を得て、市社協が中心となって、災害ボランティアセンターを立ち上げます。そのため、災害ボランティアに関する研修等により、新たな人材の発掘・育成に取り組みます。また、内外のボランティア団体や民間企業等とのネットワークを構築するとともに、災害ボランティアセンターの運営スタッフの養成にも取り組み、いざという時に迅速な災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営ができるよう人材養成に取り組みます。(市社協総務課、市社協地域福祉課)

◆成果指標 <災害ボランティア登録者数>

平成	26	⇒	32	年度
指標	187		360	人

○認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援する「認知症サポーター」の養成に取り組みます。（市高齢者総合支援課）

◆成果指標 <認知症サポーター養成数（累計）>

平成	26	⇒	32	年度
指標	13,213		22,500	人

オレンジリングは、「認知症の人を応援します」という意思を示す目印です



○障害者や家族などからの様々な相談内容に応じて、サービス事業所や保健・医療・福祉の関係機関との連携を図り、障害者相談員などの身近な相談窓口や専門的な相談機関に至る総合的な相談支援体制を充実します。（市障害福祉課）

○仕事と育児を両立して安心して働くことができるように、また乳幼児を育児中の親が緊急的・突発的な事情のため一時的保育を必要とした際に、「育児の援助を受けたい会員（依頼会員）」が、地域で「育児の援助をしたい会員（提供会員）」による子育て支援を受けることができるように、ファミリー・サポート・センター事業の周知を図り、会員登録を促進して、育児のサポート（援助活動）をします。（市こども・若者応援課、市社協子育て・介護支援課）

◆成果指標 <ファミリー・サポート・センター提供会員数>

（両方会員含む）

平成	26	⇒	32	年度
指標	364		400	人



3 基本目標 2

だれもが参加し共に支え合う元気な地域づくり

(1) 地域住民相互による福祉活動の促進

地域に住んでいる人が困った時には、誰もが自然に手を差しのべられる人と人とのつながりや、住民同士が互いに助け、支え合うことが大切です。

このため、市民一人ひとりが主役であるという認識のもと、安全で安心できる快適な生活を送ることができるよう、地域の様々な資源を活かしながら、市民自らが積極的に地域福祉活動に参加し、暮らしやすい地域社会を創り出します。

また、豊かな人間関係や社会関係を基盤として、地域住民が互いに支え合い・助け合う、相互援助活動を進めるとともに、子どもから高齢者までが集う交流の機会やふれあいの場の創出など、地域福祉活動の展開に向けた「しくみづくり」を推進します。

【主な取組】

○地域の健康づくりや活性化を図るため、各地域に、地域・保健福祉支援チーム(保健師や地域支援員等)を配置して、地域での巡回や話し合いを通じ、少子高齢化、地域活動の担い手不足などの課題を把握し、地域の特色を掘り起こして、高齢者世帯への戸別訪問や徘徊模擬訓練の実施など、それぞれの校区が抱える課題の解決や活性化に向けて、地域住民とともに取り組みます。また、地域課題に対するプロジェクトの促進・拡大を図るため、プロジェクト支援員を配置して、地域・保健福祉支援チームや市社協(地域福祉活動推進員)、高齢者総合相談センター等との協働による地域活動の活性化を図ります。(市社協地域福祉課、市地域福祉・指導監査課)



○地域・保健福祉支援チームや宇部市社会福祉協議会、高齢者総合相談センターを核に、地域の特性に応じた仕組みづくりを推進します。また、高齢者総合相談センター3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）が参加するセンター会議等の開催により、支援者のスキルアップを図るとともに、保健・医療・福祉サービス調整推進会議及びブロック会議において、地域医療現場と福祉現場の情報共有と連携を図り、市民が健康で安心して日常生活を送ることができる地域社会の構築を進めます。（市高齢者総合支援課）

◆成果指標 <保健・医療・福祉の連携強化による地域ケア事業数>

平成	26	⇒	32	年度
指標	7		13	事業

○仲間づくりや健康保持等を目的として、年齢・障害等にかかわらず地域住民が気軽に集える身近な場所（主に自治会程度の小地域）で行うサロンで、仲間をつくり地域の中で孤立することなく、安心して生活できるよう、地域住民による交流活動の普及と支援を行います。（市社協地域福祉課）

◆成果指標 <ふれあい・いきいきサロン実施箇所数>

平成	26	⇒	32	年度
指標	54		102	か所

○地域の市民活動団体や社会福祉法人等と協働して、身近な地域（主に自治会～小学校区）で、誰もが気軽に集い、様々な交流や活動を行う地域福祉活動の拠点となる、主に生きがい対策や仲間づくりを目的とした「お出かけ型ご近所福祉サロン」と主に介護予防や健康づくりを目的とした「元気づくり型ご近所福祉サロン」の整備を進めます。（市地域福祉・指導監査課、市社協地域福祉課）

◆成果指標 <地域福祉活動拠点「ご近所福祉サロン」の立ち上げ数>

平成	26	⇒	32	年度
指標	16		60	か所



- ボランティア等の育成強化と、支援者間の連携やスキルアップ等を市社協との協働により取り組み、年齢や障害の有無にかかわらず誰もが身近な地域で気軽に集い交流できる地域福祉活動拠点（地域サロン活動）の整備や、様々な世代が支え合う地域支え合い包括ケアシステムを推進します。（市地域福祉・指導監査課、市市民活動課、市社協地域福祉課）

◆成果指標 <地域福祉活動拠点参加者数（延べ人数）>

平成	26	⇒	32	年度
指標	28,792		123,800	人

- 高齢者が、周囲との交流がなく地域との関わりを持たない「社会的孤立」状態によっておこる「孤独死」の問題や、認知症の徘徊による外出で行方不明になる問題を防ぎ、高齢者が安全で、安心して生活することができる地域社会づくりを推進します。（市高齢者総合支援課）

- 事前に登録した事業者などが、普段の業務のなかで、「新聞や郵便物が数日たまったままになっている」「同じ洗濯物が干したままになっている」など普段と異なる高齢者の異変を見つけた時に、市に連絡することによって、高齢者総合相談センター職員や地区担当保健師等が、高齢者の様子を速やかに確認し、関係機関が連携して必要な支援を行う地域であんしん見守り愛ネットを推進します（市高齢者総合支援課）

◆成果指標 <地域であんしん見守り愛ネット登録団体数（累計）>

平成	26	⇒	32	年度
指標	18		80	団体

- あらかじめ市に登録された認知症の高齢者が、所在不明になったときに、高齢者の家族が警察に届け出ることにより、事前登録の事業者や地域住民に市からメールで情報提供を行い、高齢者の早期発見・安全確保につなげて家族への支援を行う地域であんぜん見守り愛ネットを推進します。（市高齢者総合支援課）

- 一人ひとりの市民、自治会、民生委員・児童委員、福祉委員、住民組織等をはじめ、行政機関や民間事業者、医療・福祉専門職等との地域全体の協働による地域住民主体の見守り体制の整備、支え合い体制活動の支援を行います。（市社協地域福祉課）

◆成果指標 <地域見守り・支え合い体制推進事業実施校区数>

平成	26	⇒	32	年度
指標	7		24	校区

○地域での生活を希望するすべての福祉施設入所者が、地域で自立して安心して暮らせるように、各施設における取組に加えて、関係機関が連携して地域生活への移行や定着を支援します。(市障害福祉課)

◆成果指標 <障害者施設入所から共同生活援助等へ地域移行した人数>

平成	26	⇒	32	年度
指標	82		122	人

○全市立小中学校においてコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)により、地域の創意工夫を生かした特色のある学校づくりを進め、地域に開かれた信頼される学校づくりに取り組みます。(市教委学校教育課)

○学校・家庭・地域が連携して取り組む子どもたちの体験活動などを通して、地域ぐるみで子どもたちの育ちを支援するうべ協育ネットを推進します。(市コミュニティスクール推進課)

◆成果指標 <うべ協育ネット推進協力校区数(中学校校区数)>

平成	26	⇒	32	年度
指標	5		12	校区



○放課後や週末等における公共施設等を活用した子どもたちの居場所づくり、地域の方々との連携による子どもたちを見守り育てていく環境づくりに取り組みます。(市コミュニティスクール推進課)

◆成果指標 <放課後子ども教室年間参加児童数>

平成	26	⇒	32	年度
指標	18,053		20,000	人

○地域運営組織を設置し、地域の特性に応じた自主的、自立的な特色ある地域づくりを推進します。(市市民活動課)

○福祉のまちづくりを進めるためには、地域住民が直接地域福祉活動に参加でき、地域住民が福祉課題に取り組むことを通して、個々の生活課題から地域生活課題として取り組む小地域福祉活動が重要となります。市社協では、地域住民主体の活動が自律的・継続的に展開されるための仕組みづくりとして、校区・地区単位の「小地域福祉活動計画」の策定を推進します。(市社協地域福祉課)

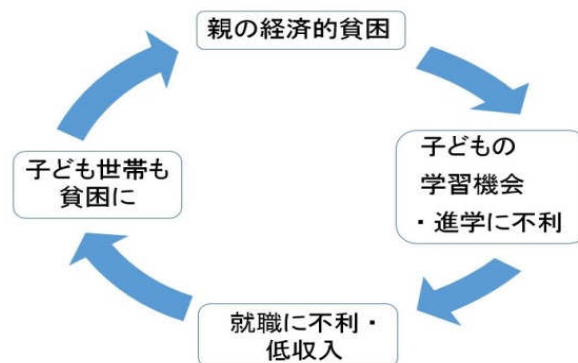
○生活保護世帯の中学生に対し、就学生活支援員による高校進学の実現性の動機付けや高校進学に必要な経費の説明をします。

また、生活困窮世帯の中学生に対し、学習会の開催や宿泊体験学習を行い、高校進学のための学力向上を図るとともに、子どもの社会的な居場所づくりとしての支援を行い、貧困や貧困による希望の格差を解消し、「貧困の連鎖」の防止を図ります。(市生活支援課、こども・若者応援課)

◆成果指標 <生活保護世帯の高校進学率>

平成	26	⇒	32	年度
指標	92.6		100	%

■貧困の連鎖



(2) ボランティアやNPO等の福祉活動の促進

福祉に関心を持つ市民と活動団体を結びつけ、活動資金の援助を行うなどの支援を通じて、地域福祉活動への参加を促進し、地域力を高めます。

【主な取組】

- 市民に広くボランティア活動の情報を提供するとともに、継続的なボランティア活動を促進するため、ボランティア登録制度やボランティア活動保険への加入の促進を図ります。(市社協地域福祉課)
- 市民が積極的にボランティア活動に参加できるように、ボランティア・NPO活動の情報を収集、整理し、積極的に情報提供するとともに、身近なボランティア活動を市民とともに発掘し、地域力向上を図ります。また、市民がボランティア活動を行う際のノウハウや活動の場の提供、ボランティア・NPOに関する相談・情報提供の充実を図ります。(市社協地域福祉課)



- 災害時におけるボランティア活動は、個人が対応すべきことや行政が対応すべきことであっても、現に被災者が困っていることに目を向けて、被災者のニーズをつかむと同時に、地域内外のボランティアの力を適切に被災者につなぐ活動として、その役割が期待されています。そのため、災害時には市と連携しながら市社協が中心となって、災害ボランティアセンターを開設・運営します。また災害ボランティアセンター閉所後も引き続き地域の課題に寄り添いながら、復興への取り組みを行います。(市社協総務課)



4 基本目標 3

安心して元気に暮らせる地域福祉の環境づくり

(1) 相談支援体制の充実

市や市社協の広報紙やホームページ、各種パンフレットやリーフレット等のさまざまな情報媒体を活用し、保健・医療・福祉サービスの利用に関する情報提供の充実に努めるとともに、聴覚や視覚に障害のある人にもわかりやすい情報を提供します。

また、講座（出前講座を含む）や講演会等を開催して、健康づくりや福祉制度、ボランティアに関する情報提供を行うとともに、市民団体・グループが自主的に開催する学習会等への情報提供や職員派遣を行います。

さらに、地域のさまざまな団体や事業者の協力を得ながら、きめ細かな地域情報の収集・整理に努め、その提供を行うとともに、関係機関や地域の関係団体、ボランティア・NPO、事業者などと連携して、地域のネットワークを活かした身近な地域での情報交流・情報発信を行います。

特に子育てについては、全ての親が子育てを通して喜びや幸せを得られるとともに、家庭教育に取り組むことが大切です。また、社会全体で子どもを持つ家庭が安心して充実した子育てができる環境づくりに取り組みます。

【主な取組】

○結婚を希望する方々の出会い・交流の場づくりを行う県の結婚応援施策を支援します。また市社協では、結婚相談所を設置して結婚相談員による相談を実施しています。（市こども・若者応援課、市社協地域福祉課）

◆成果指標 <「やまぐち結婚応援センター」市民登録者数（累計）>

平成	26	⇒	32	年度
指標	—		660	人

○子育て世代包括支援センターで、母子保健コーディネーターが、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的相談や支援をワンストップで行い、特に支援ニーズの高い妊産婦へは支援を強化します。

また、産後ケア事業として、ショートステイやデイサービスを実施します。（市こども・若者応援課）

- 親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に、保健師等が面接相談を実施し、妊婦の不安解消を図ります。また、医療機関と連携してハイリスク妊婦の把握に努め、安心して妊娠期を過ごし、安全に出産できるよう適切な支援を行います。（市こども・若者応援課）

◆成果指標 <ハイリスク基準に該当する妊産婦への支援率>

平成	26	⇒	32	年度
指標	69.6		100	%

- 豊かな心を育む子育てを地域で支える取組として、生後3か月までの乳児がいる家庭に、赤ちゃん訪問員（母子保健推進員）が訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行って乳児家庭の孤立を防ぐとともに、絵本を手作りの袋に入れた「ブックスタートパック」を贈り、絵本とふれあうことや読み聞かせの大切さを伝えます。（市こども・若者応援課）

◆成果指標 <市内の生後3か月までの赤ちゃん訪問率>

平成	26	⇒	32	年度
指標	95		100	%



- 未就園の乳幼児とその保護者が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中での交流や情報交換、子育て相談を行う場を地域に設置して、子育てに対する不安や負担感の緩和を図ります。（市こども・若者応援課）

◆成果指標 <子育て支援拠点事業利用者数>

平成	26	⇒	32	年度
指標	44,610		76,400	人

○相談者の多様なニーズに対応するため、生活困窮者自立支援法の必須事業の自立相談支援、住居確保給付金の支給に加え、任意事業の就労準備支援や一時生活支援、家計相談支援、子どもの学習支援の事業も実施して、生活困窮者の自立の促進を図ります。また、民生委員をはじめとした各福祉団体やふれあいセンター・隣保館等の地域の関係機関とも連携して、生活困窮者の早期発見及び自立支援に努めます。(市地域福祉・指導監査課、市社協地域福祉課、生活相談サポートセンターうべ共同事業体[市社協、特定非営利活動法人ワーカーズコープ、グリーンコープやまぐち生活協同組合]、特定非営利活動法人ライフワーク支援機構)

◆成果指標 <生活相談新規受付件数(年間)>

平成	26	⇒	32	年度
指標	-		520	件

◆成果指標 <生活相談課題解決件数(年間)>

平成	26	⇒	32	年度
指標	-		416	件

■福祉関係の主な建物と組織等



(2) 福祉サービス提供体制の充実

支援を必要とする人が、地域で安心して質の高い福祉サービスが受けられるよう、一人ひとりのニーズにきめ細かく適切に対応できるしくみづくりを進めるため、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関や担い手同士等による相互連携に取り組みます。

暴力、虐待、犯罪などの被害を防止し、一人ひとりの権利や命を守るため、成年後見制度の利用支援、暴力、虐待防止強化に取り組みます。

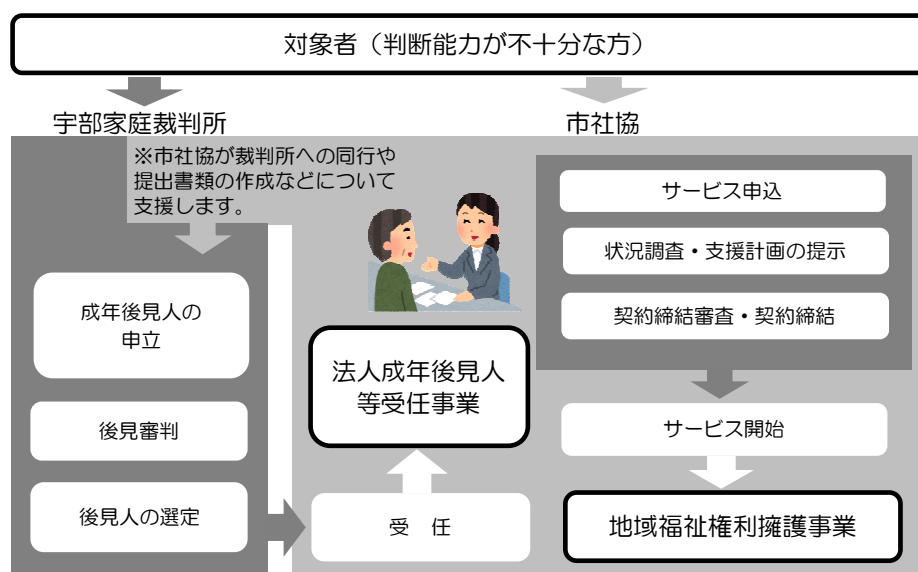
災害時において、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者など、避難や生活面で支援を必要とする人を守るしくみづくりを進めます。

また、生活困窮者、家族を介護する人など、支援を必要としながらも福祉制度の谷間にある人を支援します。

【主な取組】

- 市社協では、判断能力が十分でない認知症の方や知的障害者、精神障害者などの方々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活がおくれるように、各種福祉サービスの情報提供、手続きの代行や日常的な金銭管理、大切な書類等の預かりサービスなど、生活上の問題を抱えた方への支援を行う地域福祉権利擁護事業を実施しています。地域福祉権利擁護事業は、市民への周知や相談体制の充実を図るとともに、地域福祉権利擁護事業で支援が難しくなった利用者には、引き続き、法人成年後見人等受任事業で対応することにより、判断能力が不十分な人から全くない人まで、長期的な支援活動を展開し、利用者がいつまでも安心して暮らせる環境づくりをめざします。(市社協地域福祉課)

■ 地域福祉権利擁護事業と法人成年後見人等受任事業の仕組み



○認知症や知的障害、精神障害などによって、物事を判断する能力が十分でない方に対して、市社協が後見人等になって、被後見人の財産の管理、契約の代理や取り消しなどの権利を守る援助者となり、安心して日常生活が送れるよう法律的に支援する法人成年後見人等受任事業を実施しています。法人成年後見人等受任事業は、成年後見制度について市民への周知や相談体制の充実を図るとともに、判断能力が不十分な方々の権利を守り、地域で安心・安全に暮らせる支援体制を構築するため、「地域福祉権利擁護事業」と「法人成年後見人等受任事業」の充実を図り、日常生活上の判断に不安のある方が地域で安心して生活できるように、両事業が連動した一体的な支援体制の構築をめざします。（市社協地域福祉課）

○バリアフリー新法及び山口県福祉のまちづくり条例に基づいた公共交通機関や道路、公園などの整備を進めることにより、障害者の移動や施設利用の利便性と安全性が向上し、誰もが安心して快適に暮らせるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。また、不特定多数の人が利用する民間施設については、バリアフリー化の普及啓発を行います。（市障害福祉課）

◆成果指標 <バリアフリー施設登録店舗数>

平成	26	⇒	32	年度
指標	52		95	か所



○災害時に援護を必要とする災害時要援護者（要配慮者、避難行動要支援者）を対象に、近隣の支援者による情報提供の支援や避難の移動支援を行う災害時避難支援制度に取り組んでいます。また、地域の支援者が災害時要援護者を避難誘導できない場合に、補完的に自主防災会が支援者に代わって避難誘導を行うことができるよう体制等を整備し、自主防災会との協定の締結を進めます。（市地域福祉・指導監査課）

◆成果指標 <自主防災会との避難支援協定締結数>

平成	26	⇒	32	年度
指標	4		24	協定

○犯罪のない安心安全なまちづくりを目指して、安心安全見守りネットワークといった関係機関との連携強化を図りながら、生活環境整備、地域安全活動に取り組みます。（市市民活動課）

◆成果指標 <刑法犯認知件数（暦年）>

平成	26	⇒	32	年
指標	1,155		885	件

○児童生徒の安心・安全な教育環境を確保するために、小中学校施設の耐震化を図ります。なお、体育館の建て替えにあたっては、災害時における避難所としての活用も考慮し、防災機能の強化に取り組めます。

（市教委施設課）

◆成果指標 <小中学校施設耐震化率>

平成	26	⇒	32	年度
指標	79.6		100	%



5 重点目標

心かよう元気な地域福祉の基盤づくり



(1) 地域支え合い包括ケアシステムの構築

これまで積み重ねてきた保健・医療・福祉のネットワークやボランティア養成と多様な活動実績、地域での共助の仕組み、豊富な医療・介護資源などの特色を生かして、子どもから高齢者まで住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしができるように、住まい・医療・介護・介護予防・見守り生活支援を切れ目なく提供し、地域の特性に応じたしくみづくりを推進する「地域支え合い包括ケアシステム」を校区支え合い会議を中心に構築します。



- ボランティア等の育成強化と、支援者間の連携やスキルアップ等を市社協との協働により取り組み、年齢や障害の有無にかかわらず誰もが身近な地域で気軽に集い交流できる地域福祉活動拠点（地域サロン活動）の整備や、様々な世代が支え合う地域支え合い包括ケアシステムを推進します。
- 地域・保健福祉支援チームや市社協、高齢者総合相談センターを核に、地域の特性に応じた仕組みづくりを推進します。併せて、地域医療現場と福祉現場が情報共有を含めた連携を図り、市民が健康で安心して日常生活を送ることができる地域社会の構築を進めます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の受け皿として、有償ボランティアによる生活支援、買い物支援の体制整備と高齢者の雇用促進を図ります。また、高齢者が健康で意欲と能力のある限り、年齢に関わらず働き続けられる生涯現役社会を実現するため、「宇部市シルバー人材センター」への支援など、国等の関係機関と連携し、高齢者の就業機会の確保を図ります。
- 地域課題に対するプロジェクトの促進・拡大を図るため、プロジェクト支援員を配置して、地域・保健福祉支援チームや市社協、高齢者総合相談センター等との協働による地域活動の活性化を図ります。
- 地域の市民活動団体や社会福祉法人その他の法人との協働により、身近な地域で、誰もが気軽に集い、生きがい対策や介護予防等を主な目的として様々な交流や活動ができる「ご近所福祉サロン」、「ふれあい・いきいきサロン」の整備を進めます。
- 認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、認知症への理解を深めるための認知症サポーター養成講座の実施や高齢者見守り愛ネット事業による見守り、早期発見・早期対応に向けた支援を行う認知症初期集中支援チームの体制充実を図ります。

◆成果指標（再掲）

<地域福祉活動拠点「ご近所福祉サロン」の立ち上げ数>

平成	26	⇒	32	年度
指標	16		60	か所

<地域福祉活動拠点参加者数>

平成	26	⇒	32	年度
指標	28,792		123,800	人

<ふれあい・いきいきサロン実施箇所数>

平成	26	⇒	32	年度
指標	54		102	か所



(2) 元気・安心・地域づくりの推進

地域の課題やニーズに対して、住民と行政が協働で取り組むシステムを構築し、元気で自立する温かいまちづくりを進めるため、地域の絆を強め、地域コミュニティの更なる充実と活性化を図ります。

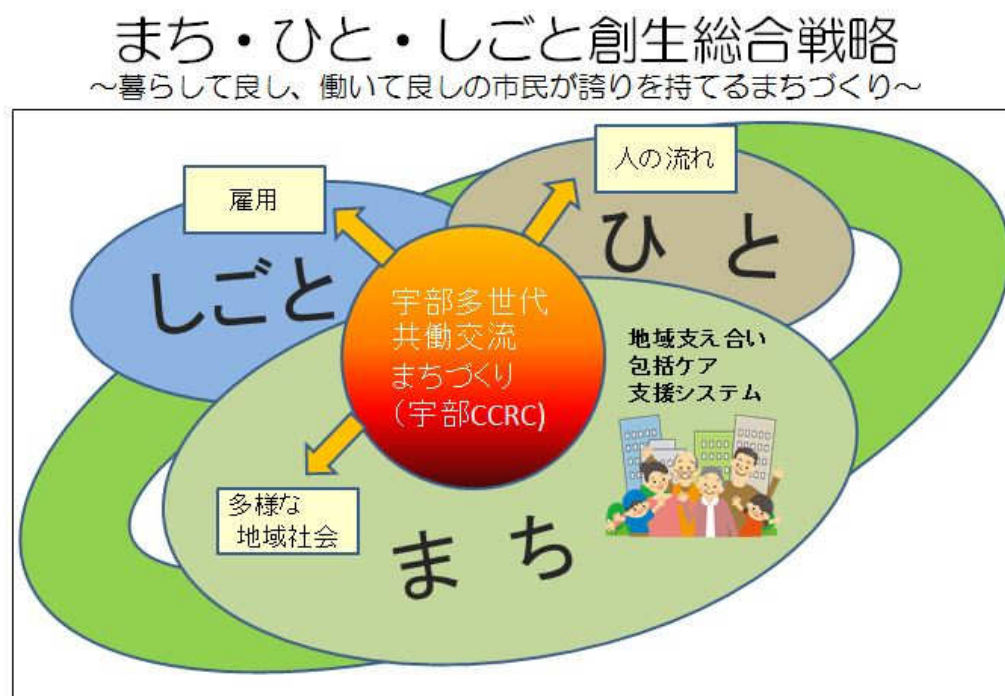


- 地域・保健福祉支援チームが、市内全域において地域の巡回や話し合いを行い、地域の市民活動団体や市社協など関係機関との連携により地域課題の解決に向けた取組を進めます。
- 地域が自主的に地域の資源や特色を生かした魅力ある地域づくりを推進するため、地域計画の策定を支援するとともに、その推進体制として地域運営組織を設置します。
- 地域づくりリーダー育成研修等を通じて、地域で活躍する人材の発掘・育成を図るとともに、団体事務局への支援や地域の課題解決・活性化に取り組む校区への助成などを行います。
- 協働のまちづくりの推進に重要な役割を担う、市民活動中間支援拠点（宇部市民活動センター、宇部ボランティアセンター等）への支援を行います。
- 地域団体や市民活動団体が始めようとする地域資源を活用したコミュニティビジネスや、地域の活性化又は社会的課題の解決につながる優れた企画提案事業に対して助成を行い、将来に向けて元気なまちづくりを推進します。
- 交通空白地域の移動手段を確保するため、地域と協議を行いながらデマンドバス・タクシーを運行するとともに、地域の特性に応じた交通手段を地域の力で実現するための支援を行います。

- 犯罪のない安心・安全なまちづくりを目指して、安心・安全見守りネットワーク等の関係機関との連携強化を図りながら、生活環境の整備や地域安全活動に取り組みます。
- 市民の主体的な交通安全活動を促進するため、関係機関・団体との緊密な連携の下、地域の特性に応じた交通安全対策を推進します。
- 消費者被害を未然に防止するため、地域団体等と協働して消費生活リーダーによる啓発活動に取り組むとともに、消費者への相談体制の機能充実を図ります。

（３）多世代共働交流まちづくり（宇部CCRC）の推進

様々な世代が共働・交流するまちづくり等を促進するため、高齢者を対象とした地方移住である「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想をさらに拡大し、子育て世代を中心とした若い世代の移住も対象として、本市の特長である医療・介護施設・大学など充実した地域資源を活用した「宇部多世代共働交流まちづくり（宇部CCRC）」に取り組みます。



※CCRCとは、Continuing Care Retirement Community の略で、都会の高齢者が地方に移り住み、健康状態に応じた継続的なケア環境の下で、自立した社会生活を送ることができるような地域共同体のこと

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 計画の啓発・普及

本計画の推進を図る上では、目指すべき地域福祉の方向性や取組について、市民を始めとする計画に関わるすべての人が共通認識を持つことが必要です。そのため、広報紙やホームページ等を活用し、広く市民に周知し、本計画や具体的な地域福祉活動の啓発・普及を行います。

(2) 評価体制

本計画の実効性を確保するため、計画に掲げた施策の推進状況や成果指標の達成度について、年に1回程度、地域団体、福祉関係団体、更生援護団体、社会福祉施設関係団体等に報告し、評価をします。

(3) 評価方法

成果指標による数値による評価を基本とし、達成度や利用者満足度の把握が困難なものについては、利用度や認知度による評価を行います。

■ 評価点の基準

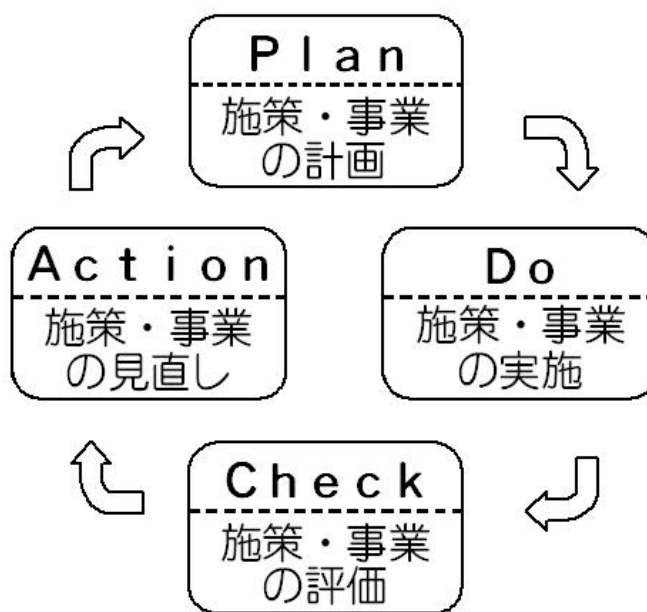
評価点	内 容	成果指標の達成度
5	目標以上の取組み又は成果があった	100%以上
4	概ね目標が達成できた	80%以上100%未満
3	ある程度の成果があった	50%以上80%未満
2	取組みはあるが成果につながらなかった	20%以上50%未満
1	取組みも成果もほとんど見られなかった	20%未満

個別事業の成果指標の評価結果については、これらの個別事業を束ねた基本目標・重点目標ごとの評価も行います。

(4) 改善検討

評価結果について、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善検討）による実効性を高めるため、評価後の改善について検討します。

■PDCAサイクル



(5) 評価の公表

評価の結果については、改善検討の結果を加えて、市及び市社協のホームページ等で公表します。

■評価のイメージ

	評価点	1	2	3	4	5
基本目標1	3.0	██████████				
基本目標2	4.8	████████████████████				
基本目標3	3.5	██████████				
重点目標	4.2	██████████				

2 成果指標

■ 成果指標一覧表

基本目標	成果指標	平成	26	27	28	29	30	31	32	単位	担当課等
1 人づくり	福祉学習参加者数	年度	2,038	2,200	2,400	2,600	2,800	3,000	3,200	人	市社協地域福祉課
	手話奉仕員登録者数	年度	143	145	147	150	156	161	167	人	障害福祉課 市社協子育て支援課
	要約筆記奉仕員登録者数	年度	54	63	72	80	88	96	104	人	障害福祉課 市社協子育て支援課
	点訳・音訳奉仕員養成講座受講者数	年度	197	212	242	257	287	302	332	人	障害福祉課
	ゲートキーパー人数	年度	923	949	974	1,000	1,100	1,200	1,300	人	健康推進課
	はつらつポイント登録者数	年度	2,838	3,600	5,600	7,300	8,900	10,500	11,500	人	健康推進課
	ボランティア登録者数	年度	15,217	15,555	15,893	16,231	16,569	16,907	17,200	人	市社協地域福祉課
	災害ボランティア登録者数	年度	187	210	240	270	300	330	360	人	市社協地域福祉課
	認知症サポーター養成数(累計)	年度	13,213	15,000	16,500	18,000	19,500	21,000	22,500	人	高齢者総合支援課
ファミリー・サポート・センター提供会員数(両方会員含む)	年度	364	370	376	382	388	394	400	人	こども福祉課 市社協子育て支援課	
基本目標	成果指標	平成	26	27	28	29	30	31	32	単位	担当課等
2 地域づくり	保健・医療・福祉の連携強化による地域ケア事業数	年度	7	8	9	10	11	12	13	事業	高齢者総合支援課
	ふれあいいきいきサロン実施箇所数	年度	54	62	70	78	86	94	102	か所	市社協地域福祉課
	地域福祉活動拠点「ご近所福祉サロン」の立ち上げ数	年度	16	25	34	42	51	60	60	か所	高齢者総合支援課
	地域福祉活動拠点参加者数(延べ人数)	年度	28,792	44,636	60,477	76,318	92,159	108,000	123,800	人	高齢者総合支援課
	地域であんしん見守り愛ネット登録団体数(累計)	年度	18	30	40	50	60	70	80	団体	高齢者総合支援課
	地域見守り・支え合い体制推進事業実施校区数	年度	7	9	12	15	18	21	24	校区	市社協地域福祉課
	障害者施設入所から共同生活援助等へ地域移行した人数(累計)	年度	82	88	94	101	108	115	122	人	障害福祉課
	うべ協育ネット推進協力校区数(中学校校区数)	年度	5	10	12	12	12	12	12	校区	市教委社会教育課
	放課後子ども教室年間参加児童数	年度	18,053	19,000	19,500	20,000	20,000	20,000	20,000	人	市教委社会教育課
生活保護世帯の高校進学率	年度	92.6	93.7	95.1	97.0	98.5	99.9	100.0	%	生活支援課	
基本目標	成果指標	平成	26	27	28	29	30	31	32	単位	担当課等
3 環境づくり	「やまぐち結婚応援センター」市民登録者数(累計)	年度	-	90	205	320	435	550	660	人	こども福祉課
	ハイリスク基準に該当する妊産婦への支援率	年度	69.6	75.4	81.4	87.6	93.6	100.0	100.0	%	健康推進課
	市内の生後3か月までの赤ちゃん訪問率	年度	95.2	96.2	97.2	98.2	99.2	100.0	100.0	%	健康推進課
	子育て支援拠点事業利用者数(年間)	年度	44,610	46,140	46,140	46,140	61,860	77,580	76,400	人	こども福祉課
	生活相談新規受付件数(年間)	年度	-	370	400	430	460	490	520	人	市地域福祉課 市社協地域福祉課
	生活相談課題解決件数(年間)	年度	-	280	306	333	360	388	416	人	市地域福祉課 市社協地域福祉課
	バリアフリー施設登録店舗数	年度	52	60	70	80	85	90	95	か所	障害福祉課
	自主防災会との避難支援協定締結数	年度	4	11	17	24	24	24	24	協定	市地域福祉課
	刑法犯認知件数(暦年)	年	1,155	1,110	1,065	1,020	975	927	885	件	市民活動課
小中学校施設耐震化率	年度	79.6	85.9	90.1	93.4	96.7	100	100	%	市教委施設課	